



2023年7月25日

各 位

会 社 名 東洋機械金属株式会社
代表者名 代表取締役社長 田畑 禎章
(コード： 6210 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営企画室長 酒井 雅人
(TEL 078-942-2345)

特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は2023年5月25日付「当社海外子会社における不適切な行為の疑義発覚に関するお知らせ」及び2023年5月26日付「特別調査委員会の設置及び第149回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の海外子会社の元従業員により同社の預金が私的に流用されている可能性があること（以下「本事案」といいます。）が判明した件に関し、当社の社外監査役（独立役員）及び外部の有識者で構成される特別調査委員会を設置し、本件に係る事実関係の解明、発生原因および問題点の調査分析を行ってまいりました。

本日、特別調査委員会より調査報告書を受領いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

当社は、今回の事態を重く受け止め、特別調査委員会が認定した事実、発生原因、および再発防止策の提言を十分に分析し、早期に再発防止策を策定、実行してまいります。

記

1. 特別調査委員会の調査結果

特別調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書」をご覧ください。

なお、当該報告書につきましては、個人情報および機密情報保護等の観点から、部分的な非開示措置を施しておりますことをご了承ください。

2. 業績への影響について

当社は、本特別調査委員会の調査結果を踏まえ、不適切な会計処理が実施されていた、現金及び預金、前払費用、買掛金、未払金等について、過年度の訂正を行うとともに、預金の私的流用による影響額を貸倒引当金繰入額として特別損失に計上しております。その結果、本事案

における貸倒引当金繰入額の過年度の累積的影響額は 418 百万円となり、そのうち最も損失を計上した 2023 年 3 月期への影響額は 383 百万円となる見込みです。

3. 今後の対応について

(1) 過年度の有価証券報告書等および決算短信について

当社は特別調査委員会の調査結果を受けて、過年度の有価証券報告書および四半期報告書、内部統制報告書の訂正報告書の提出、ならびに決算短信の訂正を 2023 年 7 月 31 日（月）に行う予定です。

(2) 再発防止策について

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って具体的な再発防止策を策定し、取り組んでまいります。具体的な再発防止策につきましては、策定次第改めて公表させていただきます。

株主や投資家の皆様、お取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上

2023年7月25日

東洋機械金属株式会社 御中

特別調査委員会報告書 (開示版)

東洋機械金属株式会社特別調査委員会

委員長 下河邊 由香

委員 高橋 正哉

委員 金井 美智子

目次

【主な用語・定義集】	7
第1 当委員会の概要	10
1. 当委員会の設置経緯	10
2. 当委員会の目的及び調査事項	10
3. 当委員会の構成等	11
(1) 委員	11
(2) 補助者	11
(3) 調査体制	11
第2 東洋機械グループの概要等	13
1. 東洋機械グループの概要	13
(1) 東洋機械の概要・組織構成	13
(2) 東洋機械グループの構成等	13
2. 東洋機械（広州）の概要	15
(1) 東洋機械（広州）の沿革	15
(2) 東洋機械（広州）の組織	16
(3) 役員	17
(4) 連結財務諸表における東洋機械（広州）の割合	17
3. 東洋機械のコーポレート・ガバナンスの概要	18
(1) コーポレート・ガバナンス体制	18
(2) コーポレート・ガバナンスに関する主要な会議体	18
ア 取締役会	19
イ 監査役会	19
ウ 経営会議	19
エ 内部統制委員会	19
オ コンプライアンス・リスク管理委員会	19
カ 財務報告に係る内部統制委員会	19
キ 各海外グループ会社と東洋機械との打合せ会議	19
(3) 監査の概要	20
ア 監査室による監査	20
イ 現地監査人による監査	20
ウ 監査役による監査	20
エ 会計監査人による監査	21
第3 本件不正の内容を踏まえた調査範囲等の確定とその妥当性	22
1. 本件不正の内容を踏まえた具体的な調査範囲の確定	22
(1) 東洋機械（広州）における調査範囲	22

ア	調査対象期間.....	22
イ	調査対象行為.....	22
(2)	その他の子会社及び関連会社における調査範囲.....	23
2.	具体的な調査手法の網羅性及びその妥当性	23
(1)	東洋機械（広州）	23
ア	銀行預金残高証明書及び取引明細書と会計帳簿上の預金残高の照合	24
イ	取引明細書上の出金先等の分析・調査.....	24
ウ	小口現金の損失調査.....	25
エ	デジタル・フォレンジック調査.....	25
オ	関係資料の精査.....	26
カ	関係者に対するヒアリング.....	26
キ	東洋機械（広州）従業員に対するアンケート	26
(2)	東洋機械（広州）以外の海外グループ会社.....	26
ア	四半期末の銀行預金残高証明書の取得及び会計帳簿との照合.....	27
イ	ネットバンキングの操作用 USB キー及び承認用 USB キーの管理者の照会.....	27
3.	本調査の実施期間	28
4.	本調査の前提及び限界	28
第 4	東洋機械（広州）における本件不正等について.....	30
1.	序論	30
2.	東洋機械（広州）における銀行口座の概況等	30
3.	東洋機械（広州）における預金管理・資金移動等の実務.....	31
(1)	資金移動の方法.....	31
ア	ネットバンキングに係る USB キーの管理状況等	31
イ	振込限度額の設定.....	32
ウ	銀行窓口での現金引出し.....	33
エ	小口現金.....	33
(2)	資金移動に関する社内フロー	33
ア	広州本社.....	33
イ	深圳分公司.....	34
ウ	重慶分公司.....	34
エ	X 氏による取引先等への支払の立替払い.....	35
(3)	銀行預金残高証明書の保管等	35
(4)	会計帳簿の記録及び出納帳の作成	35
(5)	現地監査人による年次監査への対応.....	36
(6)	預金管理に関する東洋機械経理部への報告	37
(7)	監査室監査への対応.....	37

4. 本件不正発覚の経緯等及び本件不正等の重要な関連事実	37
(1) 本件不正発覚の経緯及び本件不正発覚後の状況.....	37
(2) 本調査によって判明した本件不正等の重要な関連事実.....	38
ア X氏による2018年12月の資金流用等.....	38
イ 甲銀行の口座における第4四半期前の資金移動の傾向.....	41
ウ X氏による東洋機械（広州）の役職員及び東洋機械（広州）からの借入.....	41
エ 出納帳への虚偽記載等.....	42
オ 監査室による質問に対するY1氏の対応.....	43
5. 本件不正等に該当し又はその可能性がある資金移動及び金額	44
(1) 銀行預金残高証明書と会計帳簿上の預金残高との齟齬をもたらす資金移動.....	44
ア 会計帳簿に記録のないX氏の個人口座への振込.....	44
イ 会計帳簿に記録のない第三者（個人）への振込.....	45
ウ 会計帳簿に記録のない現金引出し.....	47
エ 小口現金の喪失.....	47
オ 取引先からのX氏個人口座への振込.....	47
(2) 会計帳簿に記録があるが、不正な資金移動の疑いがある出金.....	48
ア 会計帳簿上第三者への支払と記録されているX氏個人口座への振込.....	48
イ 会計帳簿上第三者への支払と記録されている現金引出し.....	50
(3) その他本件不正等に該当する可能性のある取引.....	50
ア 序論.....	50
イ X氏自身の旅費等の経費精算.....	50
ウ 補充費用の精算.....	51
エ 現金引出し及びその他費用.....	52
(4) 重慶分公司保有の銀行口座における資金移動等.....	52
6. 本件不正等の発生メカニズムの分析	53
(1) 本件不正等の「機会」.....	53
ア 管理状況を踏まえた「機会」の考察.....	53
イ 監視状況から見た本件不正等の「機会」.....	54
(2) 本件不正等の「動機」.....	55
(3) 小括.....	55
7. 東洋機械（広州）に対する東洋機械の監督状況等	55
(1) 業務執行に対する監督状況.....	55
(2) 東洋機械経理部による監督状況.....	56
ア 月次の事業成績表及び出納帳の提出要求.....	56
イ 2022年7月の銀行預金残高証明書等の提出要請.....	56
ウ 海外グループ会社の銀行口座モニタリングサービスについての検討.....	57

(3) 監査室による監査.....	57
ア 監査室による監査の実施状況.....	57
イ 業務監査調書における経理項目の監査について.....	58
ウ 銀行預金残高証明書の確認について.....	59
エ 全社統制チェックリストにおける経理規程の確認について.....	60
(4) 監査役による監査.....	60
8. 本調査の過程で確認された事実に関する補足	61
第5 東洋機械（広州）以外の海外グループ会社について.....	63
1. 銀行預金残高証明書と会計帳簿上の預金残高との齟齬をもたらす資金移動の有無.....	63
2. ネットバンキングの操作用 USB キーと承認用 USB キーの管理者について	63
(1) 東洋機械（台湾）について.....	63
(2) 東洋機械（インドネシア）について.....	63
(3) 東洋機械（タイ）について.....	64
第6 連結財務諸表への影響.....	65
1. 連結財務諸表への影響額集計	65
2. 本件不正等による連結財務諸表への影響額詳細.....	67
(1) 会計帳簿に記録のない X 氏口座への振込	67
(2) 会計帳簿に記録のない第三者（個人）への振込.....	67
(3) 会計帳簿に記録のない現金引出し.....	67
(4) 小口現金の喪失.....	68
(5) X 氏個人口座への返金.....	68
(6) 会計帳簿上第三者への支払と記録されている X 氏個人口座への振込.....	68
(7) 会計帳簿上第三者への支払と記録されている現金引出し.....	69
(8) B 社との取引分に係る前払費用等に関する補足説明.....	69
3. 本件不正等によるか不明な連結財務諸表への影響額詳細.....	70
(1) 会計帳簿に記載のない B 社への支払等.....	70
(2) その他現預金残高との差異調整.....	71
4. 貸倒引当金の設定	71
第7 原因分析.....	73
1. 東洋機械（広州）における原因	73
(1) 単独での資金移動を可能とする体制.....	73
(2) X 氏が経理業務を掌握しており、他の役職員からの実効的な監視がなかったこと.....	73
(3) 経理規程等の内規の不存在的.....	74
2. 東洋機械における海外グループ会社管理上の原因.....	74
(1) 序論.....	74
(2) 現地法人への一任体制.....	74

(3) 海外グループ会社管理に関する責任部署・役割分担が曖昧であったこと	76
(4) 銀行預金残高証明書等を基礎にした確認がなされていなかったこと	77
(5) 監査室監査に不十分な点があったこと	78
第 8 再発防止策	81
1. 東洋機械（広州）等海外グループ会社における再発防止策	81
(1) 単独での資金移動等を可能とする要因の除去等	81
(2) 振込等に関する手続の整備と東洋機械（広州）内における牽制	82
2. 東洋機械における再発防止策－管理体制の強化に関する事項	83
(1) 海外グループ会社管理の責任部署の明確化	83
(2) 経理面に対する管理体制の強化	83
(3) 監査室による監査体制の強化等	84
(4) 人員体制の強化等	86
(5) 管理キャパシティを踏まえた海外展開の検討	86
3. 東洋機械における再発防止策－管理体制の強化以外の事項	86
(1) 「バッド・ニュース・ファースト」の意識の徹底等	86
(2) コンプライアンス及び内部統制に関する研修等の実施	87
(3) 海外グループ会社従業員も利用できる内部通報制度の策定	88
第 9 総括	89
【別紙一覧】	90

【主な用語・定義集】

本文中に定めるもののほか、以下の定義語は以下の意味を有する。

定義語	正式名称・意味等
東洋機械	東洋機械金属株式会社
東洋工機	東洋工機株式会社
東洋機械エンジニアリング	東洋機械エンジニアリング株式会社
東洋機械（常熟）	東洋機械（常熟）有限公司
東洋機械（上海）	東曜機械貿易（上海）有限公司
東洋機械（広州）	東洋機械金属（広州）貿易有限公司
広州本社	東洋機械（広州）の本店
東洋機械（台湾）	東金股份有限公司
東洋機械（タイ）	TOYO MACHINERY(T) CO.,LTD.
東洋機械（ベトナム）	TOYO MACHINERY VIETNAM CO., LTD.
東洋機械（マレーシア）	TOYO MACHINERY(M) SDN.BHD.
東洋機械（インドネシア）	PT TOYO MACHINERY AND METAL INDONESIA
東洋機械（ヨーロッパ）	GM-Injection AG 及び TOYO europe srl
東洋機械グループ	東洋機械並びにその子会社及び関連会社
海外グループ会社	東洋機械（常熟）、東洋機械（上海）、東洋機械（広州）、東洋機械（台湾）、東洋機械（タイ）、東洋機械（ベトナム）、東洋機械（マレーシア）、東洋機械（インドネシア）、東洋機械（ヨーロッパ）
当委員会	本件不正に関する事実関係の調査等のために設置された特別調査委員会
本調査	当委員会が委嘱を受けた調査事項に関する調査
基本的調査対象期間	当委員会が当初設定していた調査期間（具体的には、2020年1月1日から2023年5月末日まで）
追加的調査対象期間	東洋機械（広州）の広州本社で使用されている甲銀行の銀行口座において、2020年度及び2021年度の第1四半期、第2四半期及び第3四半期の銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高との間に齟齬があることを認識したこと等との関係で、当委員会が追加で設定した調査期間（具体的には、2017年1月1日から2019年12月末日まで）
本件調査対象期間	基本的調査対象期間及び追加的調査対象期間

定義語	正式名称・意味等
本件不正	2022年1月から2023年5月までの間におけるX氏による東洋機械（広州）の資金の私的流用
本件不正等	本件不正及び本件不正に類似する事象
2018年資金流用	X氏が2018年12月に東洋機械（広州）の甲銀行の口座から11万人民元をX氏個人の口座に振り込み、かつ、現金14万人民元を引き出す方法により、合計25万人民元を流用したこと
田畑氏	田畑禎章氏（東洋機械代表取締役社長）
高月氏	高月健司氏（東洋機械取締役兼管理本部長）
三輪氏	三輪恭裕氏（東洋機械取締役兼生産イノベーション本部長）
山本氏	山本博之氏（東洋機械取締役兼営業本部長兼東洋機械（広州） 董事長）
藤本氏	藤本隆之氏（東洋機械常勤監査役）
X氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 広州本社副総経理）
Y1氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 董事兼総経理）
Y2氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 深圳分公司所長）
Y3氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 深圳分公司従業員）
Y4氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 重慶分公司従業員）
Y5氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 広州本社従業員）
Y6氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 広州本社従業員）
Y7氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 元董事長）
Y8氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 広州本社経理）
Y9氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 元董事）
Y10氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 元董事長）
Y11氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 広州本社元副総経理）
Y12氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 元董事長）
Y13氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 元監事）
Y14氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 元監事）
Y15氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 元監事）
Y16氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 深圳分公司経理）
Z1氏	■■■■氏（東洋機械経理部長）
Z2氏	■■■■氏（東洋機械（広州） 董事兼東洋機械（台湾）代表）

第1 当委員会の概要

1. 当委員会の設置経緯

2023年5月19日、東洋機械金属株式会社（以下「東洋機械」という。）は、同社の子会社である東洋機械金属（広州）貿易有限公司（以下「東洋機械（広州）」という。）の董事兼総経理である Y1 氏より、同社の現地監査人が同社に対して実施していた2022年度の監査に際して、銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高との間に大幅な齟齬が確認されたこと、同社の副総経理であり従前経理業務を担当していた X 氏が本来出頭すべき会計監査に出頭せず連絡がとれない状態であることの報告を受けた。Y1 氏によれば、X 氏は、東洋機械（広州）の有する3つの銀行口座につき、資金移動のために必要なネットバンキング操作用の USB キーのほか、Y1 氏が本来管理すべき承認用の USB キーを一人で管理していたため、自由に資金移動をなし得た状態にあり、2022年1月から12月の間において約2300万人民币元が X 氏により私的に流用された疑義があるとのことであった。

2023年5月19日、東洋機械は、当該疑義の存在を、会計監査人である太陽有限責任監査法人の担当者へ一報し、同月22日には、その後の調査経過も踏まえて太陽有限責任監査法人に正式に報告した。

同月25日、東洋機械は、現地監査人の調査を踏まえ、被害額は精査中であるものの、2022年1月から2023年5月までの間において X 氏により約2800万人民币元が東洋機械（広州）において私的に流用された可能性があることを認識し（以下、2022年1月から2023年5月までの間における X 氏による東洋機械（広州）の資金の私的流用を「本件不正」という。）、東洋機械の中国子会社において私的流用の疑義が発覚したこと及び当該疑義に関する調査のため調査委員会を設置予定である旨を公表した。

2023年5月26日、東洋機械は、本件不正に関する事実関係や類似する事象の存否等の調査及び原因・背景の究明等のため、同社の社外監査役（独立役員）及び外部の弁護士で構成される特別調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置することを取締役会において決定し、その旨を公表した。なお、東洋機械は、本件不正に関連して、2023年3月期連結計算書類等の作成及び会計監査人による監査といった決算関連手続が2023年6月開催予定の定時株主総会までに完了できない見込みとなったことから、その旨及び決算関連手続完了後に定時株主総会の継続会を開催し、同継続会にて2023年3月期（第149期）の報告事項を行う方針を公表した。

2. 当委員会の目的及び調査事項

当委員会が東洋機械から委嘱を受けた調査事項は以下のとおりである。

- ① 本件不正に関する事実関係の調査
- ② 本件不正に類似する事象の有無の調査

- ③ 本件不正が生じた原因・背景の究明
- ④ 再発防止策の提言

3. 当委員会の構成等

(1) 委員

当委員会の委員の構成は次のとおりである。

役割	氏名・資格	所属・役職
委員長	下河邊由香・弁護士	東洋機械社外監査役
委員	高橋正哉・公認会計士	東洋機械社外監査役 新月有限責任監査法人 代表社員
委員	金井美智子・弁護士	弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー弁護士

(2) 補助者

当委員会は、2の調査事項に関する調査（以下「本調査」という。）を補助させるため、以下の補助者を選任した。

所属	氏名等
弁護士法人 大江橋法律事務所	(名古屋事務所) 弁護士細野真史 (上海事務所) 弁護士竹田昌史、中国律師紀群 (大阪事務所) 弁護士田中宏岳、同楠野純基
翰凌律師事務所	中国律師翁宏斌、同陳霄翔
PricewaterhouseCoopers Management Consulting (Shanghai) Limited Shenzhen Branch	(深圳事務所) 米国公認会計士張子城 中国注册會計師趙璐 (上海事務所) 公認会計士高橋翔太 中国注册會計師忻沉 その他17名

(3) 調査体制

当委員会は、調査の公正性・中立性ととともに迅速性を確保する観点から、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2が定める独立役員である社外監査役が委員の過半数を占め、かつ、社外の弁護士も含めた構成となっている。当該社外の弁護士である委員が所属する弁護士法人大江橋法律事務所と東洋機械との間には顧問契約は存在しないものの、東洋機械は、弁護士法人大江橋法律事務所にも所属する弁護士（委員及び一部の補助者を含む。）に対し、毎年、株主総会指導を中心に一定の法律事務の委託を行っている。

以上を踏まえると、当委員会は、日本弁護士連合会が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に全ての点で準拠しているとはいえない。もっとも、当委員会は、当該ガイドラインに可能な限り準拠し、公正・中立な立場に基づく実効的かつ客観的な調査の実施に努めた。なお、弁護士法人大江橋法律事務所を除く補助者については、東洋機械との間には利害関係は存在しない。

第2 東洋機械グループの概要等

第3以下にて本件不正及び本件不正に類似する事象（以下「本件不正等」と総称する。）に係る調査内容等を詳述する前提として、東洋機械並びにその子会社及び関連会社からなるグループ（以下「東洋機械グループ」という。）の概要、組織構成、コーポレート・ガバナンス体制等を、本調査との関係で必要な範囲で整理しておく。

1. 東洋機械グループの概要

(1) 東洋機械の概要・組織構成

東洋機械は、1925年5月16日に設立された、金属及び金属製品の製造加工及び販売、繊維機械その他一般機械器具の製造販売設計、修理等を目的とする株式会社である。具体的には、射出成形機及びダイカストマシンの製造販売を主な事業としており、2022年3月期の連結売上高は約332億7300万円である。

2023年6月時点の東洋機械の組織図は、別紙Aのとおりである。なお、この組織図は、東洋機械作成の組織図を当委員会が編集したものである。

組織図上は、連結子会社のうち東洋機械（常熟）有限公司（以下「東洋機械（常熟）」という。）、東洋機械エンジニアリング株式会社（以下「東洋機械エンジニアリング」という。）及び東洋工機株式会社（以下「東洋工機」という。）は、東洋機械から独立した位置づけとなっているのに対し、東洋機械（広州）を含むその他の連結子会社は、営業本部の下部組織である中国営業部及びアジア営業部並びに海外特販部に属する組織として位置づけられている。

他方で、東洋機械の関係会社管理規程上、管理本部は関係会社管理の主管部署とされており、管理本部長は関係会社に対して決算書類、諸規程等につき報告させる義務を負うものとされている。また、管理本部に属する経理部は、グループ会社の経理業務の指導、出納管理を分掌業務としている。さらに、経理規程においては、経理責任者である経理部長が経理業務を統括するものとされているところ、「経理業務」には関係会社の財務管理に関する事項が含まれている。

(2) 東洋機械グループの構成等

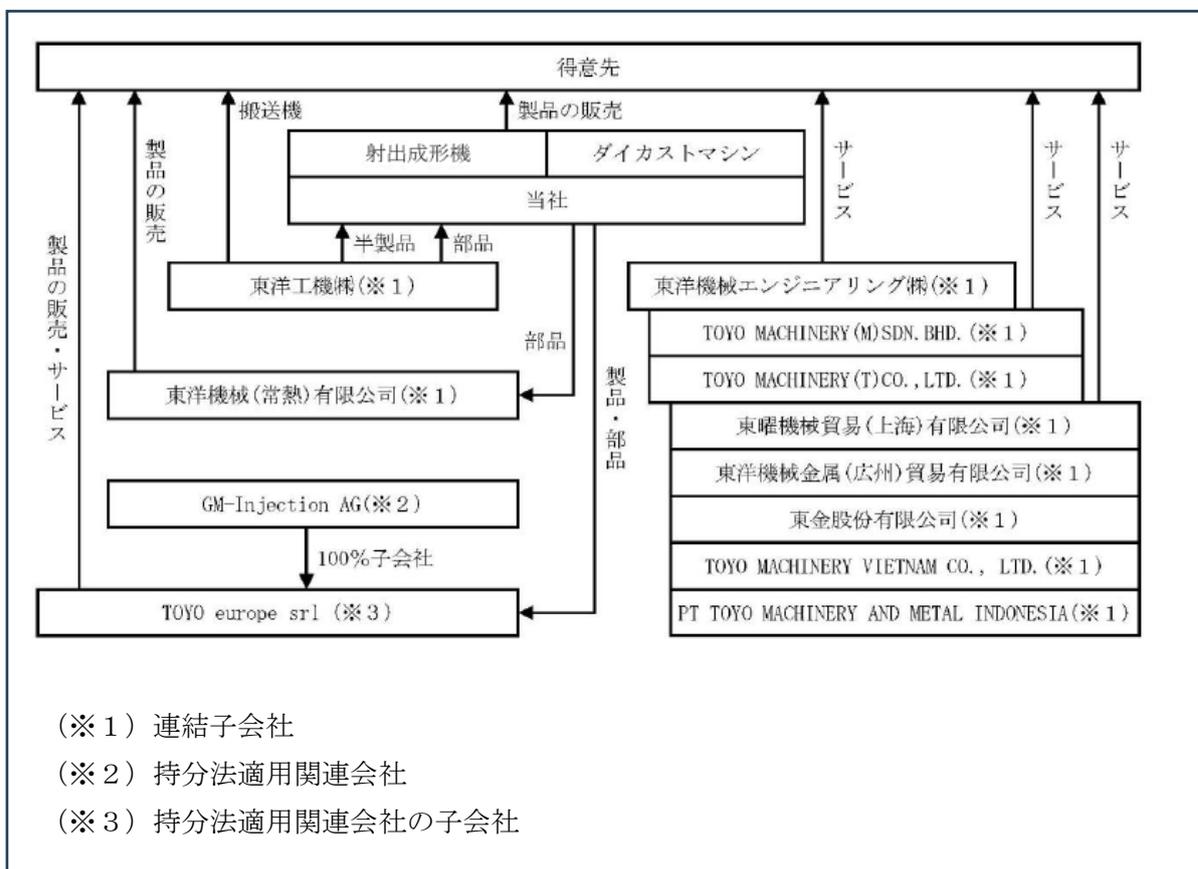
東洋機械グループは、東洋機械のほか、以下のとおり、東洋機械（広州）を含む連結子会社10社、関連会社1社及び関連会社の子会社1社で構成されている。東洋機械エンジニアリング及び東洋工機以外の連結子会社並びに関連会社1社及び関連会社の子会社はいずれも海外の現地法人である（以下、これらを総称して「海外グループ会社」という。）。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
東洋工機	兵庫県明石市	2000万円	ダイカストマシン用周辺機器及び搬送機の製造	100.0	ダイカストマシン用周辺機器の製造委託 土地、建物、機械を賃貸 役員の兼任1名
東洋機械エンジニアリング	兵庫県明石市	1000万円	成形機の保守サービス、据付及び販売	100.0	成形機の保守サービス、据付及び販売の委託 土地、建物、機械を賃貸 役員の兼任2名
東洋機械（マレーシア）	マレーシア セラン ゴール州	40万RM	成形機の保守サービス、据付及び販売	100.0	成形機の保守サービスの委託 役員の兼任1名
東洋機械（タイ）	タイ バンコク市	800万BAHT	成形機の保守サービス、据付及び販売	49.0	成形機の保守サービスの委託 役員の兼任1名
東洋機械（上海）	中国 上海市	300万人民元	成形機の保守サービス、据付及び販売	100.0	成形機の保守サービスの委託
東洋機械（常熟）	中国 江蘇省 常熟市	4700万人民元	射出成形機及びダイカストマシンの製造及び販売	100.0	成形機の部品の供給 役員の兼任1名
東洋機械（広州）	中国 広東省 広州市	400万人民元	成形機の保守サービス、据付及び販売	100.0	成形機の保守サービスの委託
東洋機械（台湾）	台湾 台北市	800万NTD	成形機の保守サービス、据付及び販売	100.0	成形機の保守サービスの委託
東洋機械（ベトナム）	ベトナム ハノイ市	10万USD	成形機の保守サービス、据付及び販売	100.0	成形機の保守サービスの委託 役員の兼任1名
東洋機械（インドネシア）	インドネシア 西ジャワ州	25億IDR	成形機の保守サービス、据付及び販売	100.0	成形機の保守サービスの委託 役員の兼任1名
GM-Injection AG	スイス ツーク州	50万CHF	株式の所有及び管理	30.2	関連会社
TOYO europe srl	イタリア ロンバルディア州	10万EUR	成形機の保守サービス、据付及び販売	(30.2)	関連会社の子会社 成形機の保守サービスの委託

東洋機械グループにおける各社の役割を整理すると、まず東洋機械及び東洋機械（常熟）が射出成形機及びダイカストマシンの製造販売を行っているほか、東洋工機はダイカストマシンの周辺機器等及び搬出機の製造をそれぞれ行っている。他方で、東洋機械（広州）を含むその他の海外グループ会社は、基本的に製品の販売支

援¹及び東洋機械又は東洋機械（常熟）が客先に販売した製品の据付工事や保守サービスを行うことを主たる事業としている（なお、TOYO europe srl は射出成形機の販売事業も行っている。）。

東洋機械グループにおける主な事業の系統図は、以下のとおりである。



2. 東洋機械（広州）の概要

(1) 東洋機械（広州）の沿革

東洋機械（広州）は、2008年2月14日に東洋機械の100%子会社として設立された、中華人民共和国広東省広州市を本店所在地とし（以下、東洋機械（広州）の本店を「広州本社」という。）、設立時の登録資本金を20万米ドル、経営範囲を射出成形機、ダイカストマシン及びその関連製品、補修部品の卸売、輸出入並びに関連技術のコンサルティング及びアフターサービスとする有限責任会社である。東洋機械グループには、2003年6月に設立された東曜機械貿易（上海）有限公司（以下

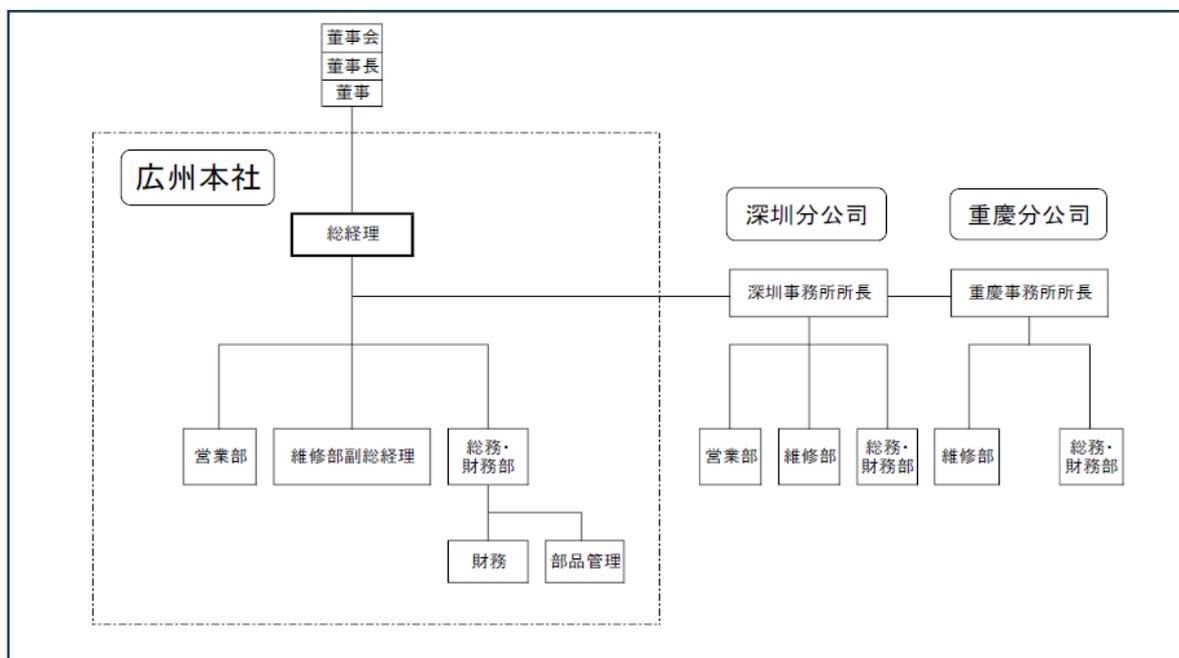
¹ 海外グループ会社が客先との窓口となり営業活動を行うが、製品の売買契約は東洋機械又は東洋機械（常熟）と客先との間で締結され、販売支援を行った海外グループ会社は、東洋機械又は東洋機械（常熟）から販売手数料（コミッション）を得るというビジネスモデルである。東洋機械（常熟）を除く海外グループ会社はいずれもかかる販売支援業務（販売代理店業務）が事業の中心であったことから、東洋機械においては「販売現法」と呼称されることもある。

「東洋機械（上海）」という。）が存在していたものの、日本企業の中国進出がさらに拡大したことに伴い、東洋機械（広州）が設立された。Y1氏は、東洋機械（広州）設立時から現在に至るまで一貫して同社の総経理であり、かつ同社の法定代表者として同社の業務執行を行っており、X氏は同社の設立時からの従業員であった。

東洋機械（広州）は、2009年12月24日付で深圳分公司を、その後2010年5月20日付で重慶分公司をそれぞれ設立し、以後3拠点体制で華南エリアを中心とする中国における販売現法としての役割を担ってきた。

(2) 東洋機械（広州）の組織

2023年6月時点の東洋機械（広州）の組織図は以下のとおりである。



広州本社は、総経理のY1氏以下10名の従業員で構成されており、営業部、維修部²及び総務・財務部が存在する。X氏は、2008年設立時から東洋機械（広州）に勤務しており、本件不正発覚時点まで同社の総務財務部副総経理として、同社の経理業務、管理業務その他営業部及び維修部に属しない業務全般を扱っていた。なお、総務・財務部には、X氏の部下として、Y6氏及びY5氏も在籍していた。

深圳分公司は、所長のY2氏以下11名の従業員で構成されており、広州本社と同じく営業部、維修部及び総務・財務部が存在する。総務・財務部に所属する従業員はY3氏1名のみであり、Y3氏が深圳分公司の経理業務を広州本社と連携して行っていた。

重慶分公司は、Y1氏が所長を兼務しており、従業員は2名のみである。当該従業

² 東洋機械グループから顧客に販売された製品の保守サービス等を行う部門である。

員のうち総務・財務部に属する Y4 氏が、重慶分公司の経理業務を広州本社と連携して行っていた。

(3) 役員

東洋機械（広州）の役員構成の推移は概ね以下のとおりである。

期間	董事長	董事	監事
2008年2月～	Y7氏	Y1氏 Y9氏	Z1氏
2010年6月～	Y10氏	Y1氏 Y9氏	Z1氏
2012年6月～	Y12氏	Y1氏 田畑氏	Y15氏
2014年6月～	田畑氏	Y1氏 Z2氏	Y13氏
2016年6月～	田畑氏	Y1氏 Z2氏	Y14氏
2019年6月～	三輪氏	Y1氏 Z2氏	Y14氏
2020年6月～	三輪氏	Y1氏 Z2氏	Z1氏
2021年6月～	山本氏	Y1氏 Z2氏	Z1氏

(4) 連結財務諸表における東洋機械（広州）の割合

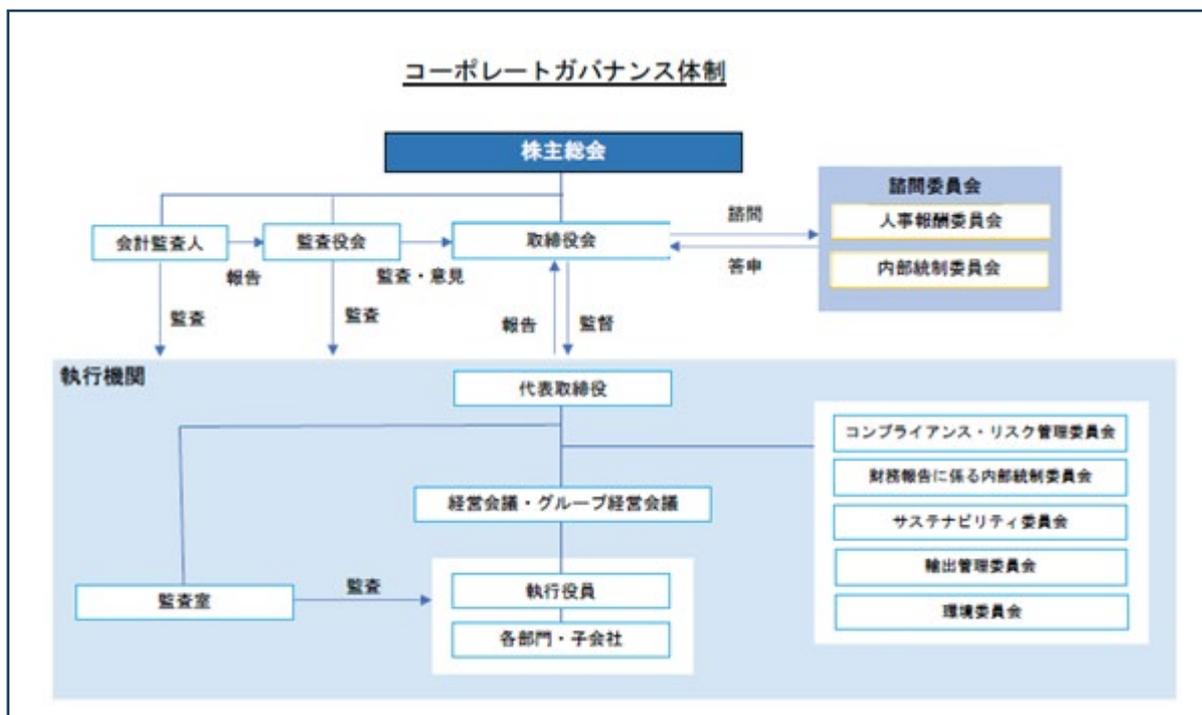
2021年度の東洋機械（広州）の主要営業収入は約850万人民元であり、営業利益は約550万人民元、純利益は約410万人民元である。東洋機械の2022年3月期の連結財務諸表上の売上高に占める東洋機械（広州）の主要営業収入（ただし、2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度におけるもの）の割合は約0.46%である。

東洋機械（広州）は、その売上額等からして財務報告の信頼性に及ぼす影響が僅少であることから、東洋機械における金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づく内部統制報告書上、財務報告に係る内部統制（いわゆるJ-sox）の評価の範囲外とされている。

3. 東洋機械のコーポレート・ガバナンスの概要

(1) コーポレート・ガバナンス体制

東洋機械のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりである。



上記の図のとおり、東洋機械は取締役会、監査役会及び会計監査人をそれぞれ設置しており、代表取締役を中心とする執行機関による業務の執行につき、社外取締役2名を含む6名の取締役で構成される取締役会が監督することに加え、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成される監査役会と会計監査人とが取締役会から独立して監査を実施している。また、取締役会の諮問機関として人事報酬委員会及び内部統制委員会が設置されている。

さらに、執行機関内においては、監査室が執行役員及び各部門・子会社に対する内部監査を実施することとされている。また、東洋機械グループにおけるリスク管理の統括責任組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会が設置されており、財務報告に係る内部統制監査の運営方針の決定機関として財務報告に係る内部統制委員会が設置されている。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する主要な会議体

東洋機械における、コーポレート・ガバナンスに関する主要な会議体の概要は以下のとおりである。

ア 取締役会

取締役会は原則毎月1回開催されており、取締役及び監査役が出席し、東洋機械グループの業務執行に関する重要事項の決定、取締役の職務の執行の監督等を行っている。

イ 監査役会

監査役会は原則毎月1回開催されており、監査役が出席し、監査報告の作成、監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定等を行っている。

ウ 経営会議

経営会議は原則毎月1回開催されており、代表取締役社長、各本部長等が出席し、東洋機械グループの経営全般について議論されている。

エ 内部統制委員会

内部統制委員会は原則年2回開催されており、委員長である代表取締役社長のほか、取締役会の決議により選定された内部統制委員（取締役全員、上席執行役員1名、顧問弁護士1名）が出席し、法令等の遵守及び内部管理に関する事項や監査に関する事項等につき審議、決定し、その内容を取締役会に答申している。

オ コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理委員会は原則年2回開催されており、委員長である管理本部長、委員長が指名する他の本部長相当の副委員長及び委員長の指名する部門長（部長以上）の委員が出席し、監査室長がオブザーバーとして参加している（なお、内規上、常勤監査役は委員及びオブザーバーとはされていないが、同委員会に出席している）。同委員会の任務は、コンプライアンス遵守の浸透、コンプライアンス教育、リスク管理への対応、コンプライアンス遵守及びリスク管理状況の監査等である。

カ 財務報告に係る内部統制委員会

財務報告に係る内部統制委員会は、原則年2回開催されており、委員長である管理本部長のほか、経理部長、監査室長等が出席し、財務報告に係る内部統制監査の運営方針を決定するとともに、内部統制の整備及び運用状況の問題点を審議し、経営者へ報告している。

キ 各海外グループ会社と東洋機械との打合せ会議

各海外グループ会社と東洋機械との打合せ会議は、原則年 2 回開催されており、海外グループ会社からは現地代表者が、東洋機械からは代表取締役社長、管理本部長、経理部長等が出席し、当該各海外グループ会社における要望や東洋機械からの依頼事項等について打合せを行っている。

(3) 監査の概要

東洋機械グループにおける各種監査の概要は以下のとおりである。

ア 監査室による監査

東洋機械の監査室は、監査室長及び監査室員の 2 名で構成され、年間監査計画を策定し、当該計画に基づき東洋機械の社内部門、支店及び関係会社の合計 33 部門に対する監査を 1 年間かけて行っている。

監査にあたっては、事前に監査室が作成した全社統制チェックリスト及び業務監査調書を用いて、各監査対象部門に対し書面での回答を求めたうえで、現地又は WEB にて監査を行っている。その上で、監査結果をまとめた監査報告書を作成し（必要に応じて改善事項を記載し）、財務報告に係る内部統制委員会の委員長及び代表取締役の承認を得るとともに、常勤監査役に提出している。また、監査報告書の監査結果概要及び監査所見等が記載されたサマリー部分は監査役会にも提出されている。

なお、監査室は、全社統制チェックリスト及び業務監査調書の更新を随時行っており、また、各被監査部門に特有のリスク事項についても追加業務監査調書を作成する等の対応を行っている。

イ 現地監査人による監査

東洋機械（広州）を含む海外グループ会社は、現地の会計事務所に会計監査を委託しており、各国の会計基準に則って年次で会計監査を受けている。

なお、当該年次会計監査においては、期末の銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高の照合が行われているところ、本件不正発覚以前には、東洋機械（広州）を含む海外グループ会社について、期末の銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高の齟齬を現地監査人から指摘されたことはなかった。

ウ 監査役による監査

(2)イのとおり、監査役会は毎月 1 回開催され、監査室監査やコンプライアンス・リスク管理委員会議事録等の共有を受けるとともに、会計監査人から監査の状況報告を受け、監査内容や監査方針について議論を行っている。

監査役は、監査役会以外にも、取締役会のほか、代表取締役との定例会議及び社外取締役との意見交換会に出席しており、これらの会議体を通して、取締役に対し監査上の問題点や監査方針について共有している。なお、常勤監査役は監査室監査に同席することもある。

監査役会は、各監査役が作成する監査報告書に基づき監査役会の監査報告を年1回作成し、取締役会に提出している。さらに、監査役会は、監査報告とは別に、原則として年1回、具体的な監査結果や改善事項を記した監査役会提言書を作成し取締役会に提出している。

エ 会計監査人による監査

会計監査人である太陽有限責任監査法人は、東洋機械と監査及び四半期レビュー契約書を年次で締結し、当該契約並びに監査及び四半期レビュー計画に従い、連結計算書類の監査及び四半期連結財務諸表の四半期レビュー並びに内部統制報告書の監査等を行っている。

なお、太陽有限責任監査法人による連結財務諸表監査の構成単位ごとの作業の概要は、東洋機械と東洋機械（常熟）については、個別の財務的重要性を有する重要な構成単位として詳細な監査手続が実施されているのに対し、東洋機械（常熟）以外の海外グループ会社については、詳細な監査手続は実施されておらず、グループレベルの分析的手続が実施されている。

第3 本件不正の内容を踏まえた調査範囲等の確定とその妥当性

1. 本件不正の内容を踏まえた具体的な調査範囲の確定

(1) 東洋機械（広州）における調査範囲

ア 調査対象期間

当委員会は、本調査の開始当初、本件不正について、東洋機械（広州）の広州本社において経理担当者である X 氏がネットバンキングの操作用 USB キー及び承認用 USB キーを単独で管理していたことに直接起因して生じたものである旨の報告を東洋機械から受けるとともに、東洋機械（広州）においては、現地監査人による年次の会計監査において、2021 年度までは期末（毎年 12 月末日）の銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高とが一致していることが確認されているとの報告を受けた。これらの報告を踏まえると、2022 年度より遡って本件不正と類似の不正行為が行われた可能性は必ずしも高くないと思料されたため、当委員会は、2022 年度より 2 年遡って 2020 年 1 月 1 日を調査始期とし、2023 年 5 月末日までを調査終期とする調査期間を設定した（以下、この調査期間を「基本的調査対象期間」という。）。

その後、当委員会は、東洋機械（広州）の広州本社で使用される甲銀行の銀行口座について、2020 年度及び 2021 年度の第 1 四半期、第 2 四半期及び第 3 四半期の銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高との間に齟齬があることを認識したことから、当該銀行口座に関しては、本件不正に類似する事象の有無をさらに遡って調査する必要があるものと判断し、有価証券報告書の公衆縦覧期間をも踏まえて、2017 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月末日までを調査期間に追加し（以下、この調査期間を「追加的調査対象期間」といい、基本的調査対象期間と合わせて「本件調査対象期間」という。）、当該銀行口座については追加的調査対象期間における出入金履歴等を調査した。

イ 調査対象行為

本件調査対象期間中の東洋機械（広州）における本件不正等の有無を調査するにあたり、当委員会は、東洋機械（広州）においては出金から記帳を含む経理業務を基本的に X 氏が掌握していたという状況を把握したことを踏まえ、以下のような行為を具体的な調査対象行為とすることに決定した。

- ① 会計帳簿上記録のない銀行預金の出金・振込（銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高の齟齬をもたらす資金移動）
- ② 会計帳簿上記録はあるものの実体が伴わない架空経費の計上等不正な資金移動の疑いのある出金・振込
- ③ 手許小口現金の流出

④ その他上記各号の調査に付随して判明した現預金の私的流用

当委員会としては、①の行為は、本件不正として報告を受けた行為と同一の行為であり、かつ、実際の預金残高と会計帳簿上の預金残高につき多額の齟齬をもたらし得る、財務会計上の影響も直接的かつ大きいものと考えられたことから、これを本調査の中心的な対象行為とした。また、当委員会は、②の不正行為は本件不正とは態様が異なるものの、経理業務を同一人が掌握している状況下においては実行可能性があると考えられたことから、本調査の実施期間内に可能な範囲で調査する趣旨で補足的に調査対象として加えたものである。さらに、③及び④についても、上記各調査に付随して確認することとした。

(2) その他の子会社及び関連会社における調査範囲

本件不正の発覚の経緯からして、本件不正は東洋機械（広州）の一従業員が単独で東洋機械（広州）においてのみ行ったものと推察されたことから、東洋機械グループに属するその他の会社について、調査を行う必要性は必ずしも高くないものと思料された。もっとも、実際の預金残高と会計帳簿上の預金残高の不一致をもたらすような不正行為が万一にでも存在すれば、それは東洋機械グループの連結財務諸表の適正性全般に影響する重大な事象であることから、本件不正が発生した東洋機械（広州）のみならず、他の海外グループ会社においても、念のため一定範囲での調査をすることが望ましいものと考えられた。

そこで、当委員会は、東洋機械の海外グループ会社各社における本件不正に類似する事象の有無を念のため調査する目的で、以下の点を調査することとした。

- ① 基本的調査対象期間における、一定時点の四半期末の銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高との齟齬をもたらすような資金移動の有無
- ② ネットバンキングの操作用 USB キーと承認用 USB キーの管理者の同一性

2. 具体的な調査手法の網羅性及びその妥当性

(1) 東洋機械（広州）

本件不正の実行行為者と目される X 氏は、本件不正の発覚直前から行方不明であり、X 氏に対するヒアリングを実施することは困難であると思料された（現時点でも X 氏の所在は不明であり、そのため、当委員会は X 氏に対するヒアリングを実施できていない）。この点も踏まえ、当委員会は、本調査を行うにあたり、主として以下のような調査手法を採用した。

ア 銀行預金残高証明書及び取引明細書と会計帳簿上の預金残高の照合

銀行預金残高証明書及び取引明細書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高との間に齟齬があり、会計帳簿に記録されていない出金（振込及び現金引出し）があれば、不正な出金が推認されることから、東洋機械（広州）の全ての銀行口座（別紙B）について、基本的調査対象期間中の月次の銀行預金残高証明書及び資金移動の詳細を示す取引明細書（取引記録）³を取得し、当該残高証明書及び取引明細書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高との照合を行った。

また、基本的調査対象期間における調査によって、甲銀行以外の銀行口座においては預金残高の齟齬は確認されなかったものの、甲銀行の銀行口座においては1(1)アのとおり齟齬が確認されたため、追加的調査対象期間についても同様の調査を行った。

イ 取引明細書上の出金先等の分析・調査

銀行預金残高証明書及び取引明細書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高との間に齟齬がなくとも、記帳を含む資金移動のプロセスを同一人が掌握している状況下においては、会計帳簿上実際とは異なる虚偽の送金先の記録をなし又はなさしめることにより、不正が行われる可能性があるところ、本調査の結果、本件不正が発覚した広州本社においては、X氏がネットバンキングの操作用USBキー及び承認用USBキーの管理を行っていたうえ、広州本社の支出に関する会計帳簿の記録も基本的にX氏が自ら行っていたことから、上記のような不正の可能性が否定できないものと思料された。

そこで、基本的調査対象期間のうち取引明細の記録を取得できる期間の範囲において、広州本社の保有する全ての銀行口座の取引明細をレビューし、X氏への送金等不正出金の抽象的可能性がある送金及び現金引出しを抜き出したうえ、当該送金等に関する会計帳簿の記録内容並びに出金伝票及び発票⁴等出金を裏付ける証拠書類の有無等を踏まえ、分析・調査した。

上記の分析・調査により、広州本社の甲銀行以外の銀行口座については、基本的調査対象期間内において不正な資金移動の疑いのある送金等は確認されなかったものの、甲銀行の銀行口座については不正な資金移動の疑いのある送金等が確認されたため、当該銀行口座については、追加的調査対象期間についても同様の調査を行った。

他方で、深圳分公司及び重慶分公司については、アの調査により預金残高の齟齬

³ ただし、4で述べるとおり、戊銀行の銀行口座については、2021年6月以前の取引記録を取得できなかったため、取得できる範囲での照合に止まっている。

⁴ 発票とは、中国において、商品の販売、サービスの提供その他の経営活動に伴って商品代金等対価を受領する側が発行する支払に関する証憑を指す。発票には、税務機関から付与される発票コード、番号、発票の種類、請求者、支払者、支払内容、支払金額及び発行日時等が記載される。

が確認されなかったうえ、出金から記帳までを同一人物が掌握しているという事実が認められなかったため、広州本社について確認されたような会計帳簿の虚偽記載の可能性は低いと史料された。もっとも、重慶分公司については、当該分公司の銀行口座に係るネットバンキングの操作用 USB キー及び承認用 USB キーの双方を Y4 氏が管理しており、Y4 氏単独での資金移動が理論的には可能であったことが発覚した。そのため、重慶分公司については、基本的調査対象期間について、Y4 氏が自身の口座に不正な出金を行っていないかを念のため調査した。

ウ 小口現金の損失調査

東洋機械（広州）の小口現金の存否を現地で確認し、損失がないかを確認した。

エ デジタル・フォレンジック調査

当委員会は、本件不正の実行行為者と目される X 氏及び東洋機械（広州）の総経理である Y1 氏のほか、経理関係で X 氏とやりとりがあったと思われる東洋機械（広州）の役員及び従業員を割り出し、同人らが利用していた機器（業務用パソコン、携帯電話等）を回収し、デジタル・フォレンジック調査を行った。具体的には、回収を受けた機器について、業務用パソコン又はメールサーバー（過去のメールサーバーのバックアップデータを含む。）やファイルサーバー等から、過去の電子メールデータ、並びに、ワードファイル、エクセルファイル及び PDF ファイル等の文書ファイル等を技術上可能な限り、保全した。具体的な対象者及び対象デバイスは別紙 C のとおりである。

保全されたデータについては、削除ファイルの復元等の電子データの処理・解析を実施したうえで、電子メール、並びに、ワードファイル、エクセルファイル及び PDF ファイル等の文書ファイル（電子メールに添付されたファイルを含む。）の合計 163 万 0241 件（97 万 2603 件の電子メール・添付ファイル、65 万 7554 件のファイル及び 84 件の携帯電話からのファイル）をレビュープラットフォームにアップロードした。

アップロードされた文書ファイルについては、一定の検索条件に基づき検索を行い、さらに、検索により抽出したファイルに対してレビューを行い、調査の用に供した。

なお、基本的調査対象期間である 2020 年 1 月 1 日から 2023 年 5 月末日までの電子メール等を対象としたデジタル・フォレンジック調査の結果、X 氏及び Y1 氏以外の役職員の機器から抽出されたデータから本件不正に関する有意なキーワードのヒットはなかったことから、2017 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月末日までの追加的調査対象期間について、X 氏及び Y1 氏以外の役職員の機器につきデジタル・フォレンジック調査を行う意義は乏しいと判断した。そのため、追加的調査対象期

間については、X氏及びY1氏が使用し又は使用していた機器に係る電子メール等のみをデジタル・フォレンジック調査の対象とした。

オ 関係資料の精査

当委員会は、銀行預金残高証明書及び取引明細書並びに会計帳簿、デジタル・フォレンジック調査の結果得られた資料のほか、東洋機械の社内規程、社内議事録、会議資料、海外子会社に対する社内・社外監査報告書等の関連資料、東洋機械（広州）の出納帳、出金伝票等について、必要と認める範囲で閲覧・検討を行った。

なお、本調査の中途において、当委員会によるヒアリングに対しY1氏が事実に沿わない回答を行っていたことが判明しており、これを踏まえ当委員会は、Y1氏に対し、2022年1月1日以降のY1氏個人の銀行口座の取引履歴等の開示を求めた。かかる要請を受け開示された取引履歴等についても検討を行っている。

カ 関係者に対するヒアリング

X氏は現在も行方不明であるため、当委員会はX氏に対してはヒアリングを行うことができなかったものの、それ以外の東洋機械及び東洋機械（広州）の役員及び従業員並びに東洋機械（広州）の現地監査人等、合計28名に対して、ウェブ会議又は対面の方法により、ヒアリングを実施した。具体的なヒアリング対象者は別紙Dのとおりである。また、一部のヒアリング対象者に対しては、適宜、電話や電子メールによる質問も実施している。

キ 東洋機械（広州）従業員に対するアンケート

当委員会は、2023年6月6日から同月14日まで、東洋機械（広州）の従業員を対象として、本件不正についての認識の有無、類似事案の存否等について網羅的に調査するべく、アンケートを実施した。アンケート対象者は合計22名であり、うち21名から回答を得た。なお、かかるアンケートは記名式で行った。

以上のア乃至キの調査手法は、実行行為者と思われる人物が不在の状況下において、東洋機械（広州）において本件調査対象期間中に本件不正等がなかったかを確認するうえで、本調査の実施期間を踏まえた必要かつ十分なものであり、調査手法の網羅性及び妥当性は確保されているものとする。

(2) 東洋機械（広州）以外の海外グループ会社

1(2)の調査範囲を踏まえた調査にあたり、具体的には以下のような調査手法を採用した。

ア 四半期末の銀行預金残高証明書の取得及び会計帳簿との照合

東洋機械（広州）以外の海外グループ会社の各社について、保有している銀行口座全てにつき、以下のとおり、基本的調査対象期間における四半期末時点の銀行預金残高証明書を取得し、当該残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高との間に齟齬がないか確認した。

四半期	20/12	21/12	22/3	22/6	22/9	22/12
東洋機械（常熟）	●	●				●
東洋機械（ヨーロッパ）	●	●				●
その他の海外グループ会社（東洋機械（広州）を除く。）	●	●	●	●	●	●

※●は銀行預金残高証明書の取得時期を指す。

東洋機械（常熟）、GM-Injection AG 及び TOYO europe srl（以下、GM-Injection AG と TOYO europe srl を合わせて「東洋機械（ヨーロッパ）」という。）については、2023年3月期の東洋機械による財務報告に係る内部統制の評価上、全社的な内部統制評価の対象に含まれており、他の海外グループ会社に比して東洋機械から一定の監視が働いていると考えられることから、銀行預金残高証明書の取得対象時期を基本的調査対象期間のうち期末（12月末日）時点のみとした。

他方で、その他の東洋機械（広州）以外の海外グループ会社については、全社統制の対象外であることから、より慎重に調査するため、2022年度については全ての四半期末時点の銀行預金残高証明書を追加的に取得し照合を行った。

イ ネットバンキングの操作用 USB キー及び承認用 USB キーの管理者の照会

東洋機械（広州）以外の海外グループ会社の各社について、ネットバンキングの操作用 USB キーの管理者及び承認用 USB キーの管理者を照会し、両者が一致していないかを確認し、必要に応じて関係者へのヒアリング、関係資料の精査等を行った。

1(2)のとおり、不正行為が発覚していない海外グループ会社に対し念のため調査を行うという本調査の趣旨に照らして、以上のような調査手法は本調査の実施期間を踏まえた必要かつ十分なものであり、調査手法の網羅性及び妥当性は確保されているものとする。

3. 本調査の実施期間

当委員会は、2023年5月29日から同年7月24日にかけて本調査を実施した。当委員会は、本調査の実施期間中、2の方法による調査を継続的に実施するとともに、委員会を含む会議を随時開催し、調査方針、事実認定等について議論・検討を行った。

4. 本調査の前提及び限界

本調査は、以下の各事項を前提としている。

- ① 本報告書において別段の指摘があるものを除き、当委員会が写しとして開示・提出を受けた資料が原本の真正な写しであり、原本と同一の内容を有すること、及び、当委員会が開示・提出を受けた資料中の署名・押印が真正であり、当該署名・押印は権限を有する者によりなされたものであること
- ② 本報告書は、本件不正に関する事実関係の認定、類似の不正行為の有無の確認、原因究明及び再発防止策の策定を目的として作成されたものであり、それら以外の目的のため使用されること、及び、第三者により利用又は依拠されることを予定していないこと

また、本調査は、以下の限界を有している。

- ① 本調査は、2記載の調査手法によって収集した情報にもっぱら依拠するものであること
- ② 本調査には、実施期間内に調査を完了させるという時間的制約が存在すること
- ③ 本調査は、捜査機関による捜査とは異なり、関係者の任意の協力のみに基づくものであること
- ④ 本件不正の実行行為者と目されるX氏は、本件不正の疑いが発覚する直前から行方不明であったため、X氏に対するヒアリングが実施できなかったこと
- ⑤ 東洋機械（広州）の銀行預金残高証明書につき、戊銀行及び丁銀行の銀行口座については、銀行のシステム上、銀行預金残高証明書に取引先の表示ができないため、同証明書を用いた出金先の認定ができなかったこと
- ⑥ 東洋機械（広州）の銀行取引履歴（取引明細書）につき、戊銀行の取引明細書は2021年6月以前の取引記録を表示できず、そのため同月以前の出金先を照合できなかったこと
- ⑦ デジタル・フォレンジック調査において、回収した機器が破損等しておりデータの保全ができなかったものがあること
- ⑧ デジタル・フォレンジック調査において、X氏が行方不明であったため、X氏

保有の携帯電話からのデータ収集ができなかったこと

- ⑨ デジタル・フォレンジック調査において、削除等されているデータについては、技術的に復元することができなかったものが存在すること

第4 東洋機械（広州）における本件不正等について

1. 序論

当委員会は、第3の2(1)の調査方法により、東洋機械（広州）における本件不正等に関する調査を行った。

本項においては、まず2において、東洋機械（広州）における銀行口座の概況等を記載した後、3において、東洋機械（広州）における現預金の管理方法全般に関する調査結果を記載する。

そして、4において本件不正発覚の経緯及び本件不正等に関する重要な関連事実を記載した後、これらを前提として、5において東洋機械（広州）の銀行口座に関する資金移動につき本件不正等の可能性のある取引及び金額について検証する。当該検証にあたっては、第3の2(1)記載の調査により判明した、①銀行預金残高証明書及び取引明細書と会計帳簿との間の預金残高の齟齬、②会計帳簿に記録はあるものの架空出金等不正な資金移動の疑いのある出金等、③会計帳簿に記録があるものの十分な証拠資料が確認できない取引（その他本件不正等の可能性のある取引）及び④重慶分公司保有の銀行口座における資金移動等について、それぞれ分析を加える。

その上で、6において本件不正等の実行行為及びその発生メカニズムを分析し、7において東洋機械（広州）に対する東洋機械の監督状況等を記載する。

2. 東洋機械（広州）における銀行口座の概況等

本件不正発覚時点において、東洋機械（広州）が保有している銀行口座は別紙Bのとおりであり、東洋機械（広州）は、広州本社で甲銀行、戊銀行及び丁銀行の3行7口座、深圳分公司にて丙銀行の1行1口座、重慶分公司にて乙銀行の1行1口座の合計5行9口座の銀行口座を保有していた。

広州本社の各銀行口座の主な用途は以下のとおりであり、甲銀行の資金移動が最も多かった。

銀行名（対象通貨）	入金	出金
甲銀行（人民幣）	中国国内の取引先からの部品代	従業員への給与支払や中国国内での支払全般
戊銀行（人民幣）	東洋機械（常熟）からの販売手数料 中国国内における日系の取引先からの部品代	基本的に出金はなかったが、東洋機械（常熟）に対する部品代の支払に使用することもあった
戊銀行（日本円）	なし	なし
丁銀行（米国ドル、日本円）	東洋機械からの販売手数料	東洋機械への部品代の支

円)	料	払や駐在員の給与分の東洋機械への支払
丁銀行（人民元）	なし	運転資金の目的で外貨口座の日本円を人民元へ両替する際に使用

これに対し、深圳分公司の丙銀行の口座及び重慶分公司の乙銀行の口座については、両分公司ともに営業活動による外部からの取引収入はなかったことから当該取引収入に係る振込はなく、広州本社の前金残高に比べればその額は少なかった。これらの口座については、主に分公司内の給与や社内費用の精算又は支払に用いられており⁵、当該精算等に必要な範囲で、広州本社から資金の振替を受けていた。

また、東洋機械（広州）の上記各口座については、いずれもネットバンキングの利用対象であった。3(1)アのとおり、広州本社の保有する7つの銀行口座については、その操作用 USB キー及び承認用 USB キーがいずれも X 氏により管理されており、重慶分公司の銀行口座については、その操作用 USB キー及び承認用 USB キーがいずれも Y4 氏により管理されていた。他方で、深圳分公司の口座については、操作用 USB キーと承認用 USB キーの管理者は別れていた。

3. 東洋機械（広州）における前金管理・資金移動等の実務

(1) 資金移動の方法

ア ネットバンキングに係る USB キーの管理状況等

上記の各銀行口座のうち、甲銀行の口座は 2008 年から、戊銀行の口座は 2010 年から、丁銀行の口座は 2011 年からそれぞれネットバンキングの利用が開始されており、また、丙銀行の口座（深圳分公司の口座）及び乙銀行の口座（重慶分公司の口座）はいずれも 2010 年から、それぞれネットバンキングの利用が開始された。

いずれのネットバンキングにおいても、操作用 USB キーと承認用 USB キーの 2 つの USB キー（トークン）により前金管理がなされており、出金を行う場合にはまず操作用 USB キーに表示されるパスワードを入力して出金先や出金額を登録のうえ、承認用 USB キーに表示される別のパスワードを入力して初めて出金指示が承認され、その後に出金が実行される仕組みとなっていた。

東洋機械（広州）では、上記のネットバンキングのうち広州本社のものについて、遅くとも 2012 年頃には、操作用 USB キー及び承認用 USB キーの双方を X 氏が管理しており、他の従業員がこれらの USB キーを操作したことはなかった。その

⁵ 深圳分公司においては、従業員の給与の支払等が主な支出項目であり、重慶分公司では従業員の給与は広州本社から支払われていたため、それ以外の従業員の立替費用の精算や事務所の家賃が主な支出であった。

ような管理体制となる前は、Y1氏が承認用USBキーを管理していたところ、ある時、Y1氏が承認用USBキーにて出金内容を承認しようとした際にうまく承認できなかったため、X氏に承認用USBキーを渡して出金内容を承認させたことがあり、それ以後は、自身の出張が多く速やかな出金承認が行えていなかったこと等を踏まえ、Y1氏はX氏に対し、操作用USBキーに加え承認用USBキーもそのまま管理させるようになった。

操作用USBキー及び承認用USBキーの双方を管理するようになって以降は、X氏は、物理的には単独で東洋機械（広州）の広州本社の銀行口座からネットバンキングを利用して資金移動を行うことが可能であったし、承認用USBキーを他の者が管理していなかった以上、総経理であるY1氏であっても、東洋機械（広州）の広州本社の資金移動を単独で行うことはできない状態となった。

他方で、深圳分公司では、ネットバンキングの操作用USBキーを経理担当者であるY3氏が、承認用USBキーを深圳分公司の所長であるY2氏がそれぞれ管理していたため、広州本社と異なり、経理担当者による単独の資金移動はできない体制であった。

重慶分公司では、ネットバンキングの操作用USBキー及び承認用USBキーの双方を経理担当者であるY4氏が管理していたため、広州本社と同じく、経理担当者による単独での資金移動が抽象的には可能な状態にあった。

イ 振込限度額の設定

広州本社が保有していた甲銀行の口座については、個人口座向けの振込に関する限度額の設定が可能であったところ、本件不正の発覚時点において、個人口座向け1回あたりの振込限度額は500万人民元に設定されていた。この点、振込限度額の変更は、銀行届出印である法人代表印等を使用して銀行で申請すれば可能であるところ、甲銀行の口座に係る振込限度額が500万人民元に変更された時点は不明であるが、少なくとも本件不正の発覚時点においては、X氏が、数十万人民元をX氏の個人口座に対し1日で振り込むことも可能な状態にあった。

これに対し、戊銀行及び丁銀行の口座には1回あたりの振込限度額は設定されていなかったが、戊銀行では1回あたりの振込額が5万人民元を超える場合は銀行窓口で契約書や発票等の証憑類を提出しなければ振込ができず、丁銀行では個人向けの振込については金額を問わず、窓口で証憑類の提出が求められていたため、戊銀行及び丁銀行から個人口座に振り込む場合には銀行窓口で証憑類を提示せざるを得ず、X氏は自らを支払先とする虚偽の契約書や発票を作成しない限り、両行からX氏の個人口座へは振込ができない状態であった。

なお、深圳分公司が保有している丙銀行の口座及び重慶分公司が保有している乙銀行の口座については、本件不正が発覚した時点で、個人口座への振込に関し1回

あたり 5 万人民元の振込限度額が設定されていた。

ウ 銀行窓口での現金引出し

広州本社が保有していた銀行口座のうち、甲銀行の口座については、銀行窓口での現金引出しが可能であったのに対し、戊銀行及び丁銀行の銀行口座については、ネットバンキング上での資金移動のみが可能であり、窓口で現金引出しを行うことは不可能であった。甲銀行の窓口で現金引出しを行うにあたっては、法人代表印及び財務印を押印した銀行小切手が必要であったところ、広州本社においては X 氏がこれらを管理していた。

他方、深圳分公司及び重慶分公司の保有する銀行口座についても、窓口での現金引出しは可能であった。引出しにあたっては、東洋機械（広州）の法人代表印及び財務印が必要であったところ、深圳分公司においては、各印章は Y3 氏が金庫内で管理していた。もっとも、Y2 氏によれば、深圳分公司においては、銀行口座からの引出しが行われたことは過去にないとのことであり、実際、本件調査対象期間中、現金引出しの記録は一切確認されなかった。一方で重慶分公司では、法人代表印及び財務印は Y4 氏が金庫内で管理しており、Y4 氏は、定期的に小口現金の補充のために当該各印章を用いて現金を引き出すこともあった。

エ 小口現金

広州本社には小口現金用の金庫が設置されており、これを開錠するには専用の鍵とパスワードが必要であったところ、これらを管理していたのは X 氏であった。

深圳分公司及び重慶分公司にも小口現金用の金庫が設置されており、金庫の鍵とパスワードは、深圳分公司では Y3 氏が、重慶分公司では Y4 氏がそれぞれ管理していた。深圳分公司の金庫内には、通常は数十人民元程度の現金しか保管されておらず、もし現金での支払が必要な場合には、Y3 氏が先に立て替え、後日に社内精算する運用となっていた。他方で、重慶分公司の金庫には小口現金として一定額が保管されていた。

(2) 資金移動に関する社内フロー

東洋機械（広州）においては、東洋機械の経理規程に相当するような資金移動に関する内規は存在していなかった。本調査により確認された、東洋機械（広州）における基本的な資金移動のフローは以下のとおりである。

ア 広州本社

資金移動としては、大きく仕入先への仕入代金等の外部への支払と社内の経費精算とがあり、それぞれの支払フローは以下のとおりである。

まず、仕入代金の支払等外部への支払に関する基本的なフローは、①仕入先等から広州本社経理部宛に請求書や発票が郵送される、②X氏が社内の仕入等担当者に仕入等の事実及び金額を確認し、同担当者より出金伝票（支払先、金額、摘要等を記載したもの）の提出を受ける、③X氏が、ネットバンキングの操作用 USB キーと承認用 USB キーを使って仕入先等への支払を行う、④X氏が上記の出金伝票に支払の押印をしたうえ、押印済みの資料一式（請求書、発票等）を月次でまとめてファイリングし Y1 氏へ提出する、⑤Y1 氏がファイリングされた出金伝票等 1 か月分をまとめて確認し、出金伝票に承認印を事後的に押印するというものである。

社内費用の精算については、①費用精算が必要な社員が出金伝票を起案し、発票等根拠資料を付して X 氏に提出する、②X氏が内容を確認したうえで、ネットバンキングの操作用 USB キー及び承認用 USB キーを用いて振込を実行する、③X氏が支払の押印をし、申請した社員が受領済印を押印した出金伝票を X 氏が月次でまとめてファイリングし、Y1 氏へ提出する、④Y1 氏がファイリングされた出金伝票等 1 か月分をまとめて確認し、出金伝票に承認印を事後的に押印するといったフローである。

上記のとおり、外部への支払であっても社内経費の精算であっても、Y1 氏は出金伝票等の 1 か月分をまとめて承認するという運用になっていたところ、少なくとも 2019 年 7 月以降は、当該承認にあたって X 氏から、広州本社で利用している 3 つの銀行全ての口座につき資金移動後の銀行預金残高証明書等が提出されることはなく、Y1 氏がその提出を求めたこともなかった。また、Y1 氏は、上記の承認にあたって、出金伝票の金額と、添付されている請求書や発票の金額が一致しているかのみを主に確認しており、場合によっては、実際には請求書等が付されない場合であっても承認印を押印することもあった。

イ 深圳分公司

資金移動が生じるのは主として社内経費の精算の場面であり、そのフローは広州本社と概ね同様であるが、出金伝票の確認や振込の手続を行っているのは Y3 氏であった。また、振込完了後、Y3 氏は、支払印とともに Y2 氏名義の承認印を出金伝票に押印しており（すなわち代印を行い）、押印済の出金伝票、発票及び振込完了の銀行スリップをファイリングし、これと銀行預金残高証明書等の原本を毎月初めに広州本社に郵送していた。

ウ 重慶分公司

資金移動が生じるのは主として社内経費の精算の場面であり、そのフローは深圳分公司と概ね同様である。ただし、出金伝票の確認や振込の手続を行っているのは Y4 氏である。また、出金伝票に対する承認印の押印もなされていなかった。

エ X氏による取引先等への支払の立替払い

広州本社では、従業員の出張時の飛行機チケット等について、X氏が個人で立替払いをして後日社内精算するという処理が度々行われていたが、X氏はさらに、東洋機械（広州）の取引先に対する支払についても、個人で立替払いをして後日に社内精算するという処理⁶を度々行っていた。

なお、深圳分公司及び重慶分公司では、東洋機械や他の海外グループ会社からの出張者の食事費用を、財務担当のY3氏やY4氏が個人で立替払いし、その後社内精算するという処理が度々行われていたが、取引先への支払についてY3氏やY4氏が立替払いをした形跡は認められなかった。

(3) 銀行預金残高証明書の保管等

広州本社保有の銀行口座のうち戊銀行及び丁銀行の口座については、各行から月次の銀行預金残高証明書が広州本社宛に郵送されていた。これに対し、甲銀行の口座に関しては、銀行預金残高証明書は銀行から郵送されていなかった（なお、甲銀行口座に係るネットバンキングのWEBページにログインし、銀行預金残高を表示させたうえで印刷を行うという方法により、預金残高の表示された資料を入手することは可能であった。）。

深圳分公司については、丙銀行から銀行預金残高証明書が電子メールで送信されており、これをY3氏がプリントアウトして各帳票書類とともに広州本社に郵送していた。重慶分公司については、毎月、Y4氏が乙銀行の支店に赴き銀行預金残高証明書を取得し、各帳票書類とともに広州本社に郵送していた。

X氏は、2018年12月分までは、毎月、東洋機械（広州）の保有する銀行口座に係る銀行預金残高証明書の原本（ただし、甲銀行の口座については、預金残高の表示されたWEBページを印刷した用紙）を銀行ごとにファイリングのうえY1氏に提出し、Y1氏は、全ての銀行預金残高証明書等に承認印を押印していた。もっともY1氏は、承認印の押印にあたり、個別の資金移動の内容を細かく確認することまではしていなかった。

さらにX氏は、2019年1月分からは、甲銀行の口座に関する預金残高のWEBページを印刷した用紙をY1氏に提出しなくなり、2019年7月分以降は、その他の銀行口座に関する銀行預金残高証明書の原本もY1氏に提出しないようになった。

(4) 会計帳簿の記録及び出納帳の作成

東洋機械（広州）では、中国の会社で一般的に使われる会計システムである金蝶

⁶ 当委員会によるヒアリングの際、Y1氏は、取引先への支払等をX氏が立替払いすることにつき、必ずしもその全てを認識していなかった旨述べている。

システムを利用して会計帳簿への記録を行っていた。会計帳簿上の収入及び支出等に関する記録の担当者は次のとおりである（なお、2 のとおり、深圳分公司及び重慶分公司が保有する銀行口座については、営業活動による外部からの取引収入に係る振込はなされていなかった。）。

拠点名	収入・受取の記録	支出・支払の記録
広州本社	Y6 氏	X 氏
深圳分公司	Y6 氏	Y6 氏
重慶分公司	Y6 氏	Y6 氏

この点、広州本社の支出に関する記録は原則として X 氏が行っており、具体的には、各拠点についての 1 か月分の出金伝票の情報を基に、支払日時、科目、金額、受取人等をシステム上入力することで記帳していた。なお、X 氏の部下である Y6 氏が当該記録を行うこともあったが、X 氏の指示がある場合に限られており、またその場合でも、Y6 氏は、X 氏から入力した指示を受けた内容をそのまま会計帳簿に記載するのみであった（具体的には、既に支払が完了して Y1 氏が承認印を押した帳票書類と、X 氏が作成した出納帳に沿って、会計システムに機械的に数値を入力するのみであった。）。

また、東洋機械（広州）は、金蝶システムに基づく会計帳簿の記帳とは別に、日付、支払先、支払内容、入金金額、支払金額並びに取引銀行の各外貨口座及び人民元口座の預金残高を記載した出納帳を作成していた。当該出納帳については、広州本社、深圳分公司及び重慶分公司の拠点ごとに作成されており、広州本社は X 氏⁷が、深圳分公司は Y3 氏が、重慶分公司は Y4 氏がその作成を担当し、X 氏は、毎月 1 回、各拠点の月次の出納帳をまとめて Y1 氏に送付していた。

(5) 現地監査人による年次監査への対応

東洋機械（広州）は、設立時より、現地会計事務所に対して年次会計監査を依頼しており、当該依頼を受けた同会計事務所は現地監査人として、年度末（毎年 12 月末日時点）の銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高の照合を行っていた。なお、現地監査人と東洋機械（広州）との契約上、四半期や月次の預金残高の確認を行うことは監査内容に含まれていなかった。

現地監査人による年次会計監査には、X 氏が窓口となって対応していた。また、2021 年度までは、年次会計監査によって銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳

⁷ 中国の会計法上、事業者には記帳内容の照合制度の構築が義務付けられており、出納者による照合業務の兼任は禁止されている（会計法第 37 条）。広州本社では、広州本社の支出について、出納者である X 氏が記帳を通じた照合業務を行っていたため、同条違反の状態が生じていたことになる。

簿上の預金残高の齟齬は発見されておらず、監査上の重大な問題点を指摘されたこともなかった。

なお、東洋機械（広州）は、現地監査人その他の現地会計事務所に対し、月次の代理記帳は依頼していなかった。

(6) 預金管理に関する東洋機械経理部への報告

東洋機械（広州）は、他の海外グループ会社同様、毎月 10 日頃までに、前月の月次の貸借対照表及び損益計算書をまとめた事業成績表と称する資料並びに現預金の推移をまとめた出納帳を東洋機械の経理部に提出していた。具体的には、Y1 氏が当該資料の準備及び作成を X 氏に指示し、X 氏において資料を作成し Y1 氏に提出のうえ、Y1 氏が東洋機械の経理部に提出していた。

また、東洋機械の経理部は、連結財務諸表の作成のため、東洋機械（広州）を含む海外グループ会社に対し、四半期ごとの資産負債及び損益の状況をまとめた連結パッケージと称する財務資料の提出を指示しており、東洋機械（広州）は、当該指示に基づき、同社の連結パッケージを作成し提出していた。

東洋機械の経理部に対する財務資料の提出にあたり、東洋機械（広州）は、他の海外グループ会社同様、銀行預金残高証明書等財務諸表の根拠資料の提出を求められておらず、7(2)イで詳述する 2022 年 7 月の提出を除いて、当該根拠資料を現に提出していなかった。

(7) 監査室監査への対応

東洋機械（広州）に対しては、東洋機械の監査室による監査が行われていたところ、少なくとも WEB 監査となった 2021 年以降は、当該監査との関係でも銀行預金残高証明書等の提出は求められておらず、実際にも東洋機械（広州）は監査室に対して銀行預金残高証明書等を提出していなかった。

4. 本件不正発覚の経緯等及び本件不正等の重要な関連事実

(1) 本件不正発覚の経緯及び本件不正発覚後の状況

東洋機械（広州）では、例年 3 月に現地監査人による年次会計監査が実施されており、現地監査人は、2023 年も従前同様 3 月に監査を実施しようとしたところ、X 氏が準備不足等を理由にして監査実施の延期を求めたため、2023 年は同年 5 月 17 日から監査が実施されることになった。しかしながら、現地監査人による会計監査に対応すべき X 氏は、同月 9 日から 12 日までは病欠を理由に、同月 15 日から 17 日までは忌引き休暇を理由に出社しない旨を Y1 氏に伝えるとともに、上記会計監査には同月 18 日から対応する旨を伝えた。それにもかかわらず、X 氏は、同月 18 日も東洋機械（広州）に出社しなかった。

Y1氏が、このようなX氏の行動を不審に思い調査したところ、東洋機械（広州）において最も資金移動が多く、相当額の預金があるはずの甲銀行の預金残高がほぼゼロとなっていること等の事実が確認された。

2023年5月19日、Y1氏は、上記確認の結果としてX氏による資金の私的流用が疑われる旨を東洋機械に報告し、同月23日には、広州市天河区公安局に対し、X氏を業務上横領で告訴する旨の刑事告訴状を提出した。当該告訴状に係る事件は、同年6月27日に立案（捜査機関による捜査開始の決定）された。

X氏は現在も行方不明であるが、本調査の結果、2023年5月19日及び22日に、戊銀行と甲銀行に対してネットバンキングを使用できない旨の連絡を行ったこと、同年6月2日には、Y1氏に対しショートメッセージを送付し、同年4月にX氏が東洋機械（広州）に代わって立替払いした取引先への製品代金を自分に返金するよう要請したこと、さらには東洋機械（広州）の同僚に対し、ショートメッセージで金銭の借入を打診していることが判明している。

なお、東洋機械（広州）の従業員に対して実施したアンケートの結果によれば、X氏による本件不正等を本件不正発覚前に認識、把握していた従業員は存在しない。

(2) 本調査によって判明した本件不正等の重要な関連事実

ア X氏による2018年12月の資金流用等

デジタル・フォレンジック調査の結果、X氏が、2019年1月15日及び18日に、Y1氏に対し「個人借り払いと現金卸分処理報告」と題する以下の電子メールを送り、東洋機械（広州）の金員について無断で「個人借り払い」及び「現金引出し」を行ったことを詫びている事実が確認された。

<2019年1月15日付のX氏からの電子メール>

総経理：

御疲れ様です。

別添で報告させていただきます。

昨日と今日合計119,147.90 を処理致しました。

振込み書も添付致します。

個人借り払いの返しですが、今お金がありますが、

明日か明後日処理致します。

この件について、

本当に申し訳御座いませんです。

お詫びを申し上げます。

<2019年1月18日付のX氏からの電子メール>

総経理：

御疲れ様です。

本件ですが、全部処理済みで、

残り8052.10は現金で金庫に入れます。

他に何かご心配事があれば教えてくださいようお願い申し上げます。

大変ご迷惑をお掛け致しました。

申し訳御座いませんです。

また誠に感謝しております。

本調査の結果、X氏がY1氏に無断で、2018年12月に「個人借り払い」等の名目で東洋機械（広州）の甲銀行の口座から11万人民元をX氏個人の口座に振り込み、さらに「現金卸」の名目で上記の甲銀行の口座から現金14万人民元を引き出し、合計25万人民元を私的に流用したこと（以下「2018年資金流用」という。）が確認された。

Y1氏は、X氏からの事後報告により2018年資金流用を把握した後、当該流用に係る金員のうち9万人民元について、X氏による最初の流用日（2018年12月1日）より前の日付である同年11月29日付の借用申請書に署名押印し、X氏もこれに署名押印した。なお、Y1氏に対しては、「借用」の対象を25万人民元ではなく9万人民元とした理由を質したが、明確な回答は得られなかった。

借用申請書への署名押印後、X氏は、「昨日と今日合計119,147.90を処理致しました」という2019年1月15日付の電子メールに記載のとおり、東洋機械（広州）が取引先に対して支払うべき金員のうち11万9147.90人民元をX氏の個人口座から支払った。また、同日付電子メールに添付された明細表では、1万2800人民元を同年1月17日に銀行ATMで支払う旨が記載されており、残りの8052.10人民元については、2019年1月18日付の電子メールにおいて、X氏が東洋機械（広州）の金庫に同金額を入れたとされているが、実際にこれらの処理がなされたのかは客観的には確認できていない。

また、X氏が自ら作成した2018年12月の出納帳においては、2019年1月にX氏の個人口座から東洋機械（広州）の取引先に対してなされた支払につき、2018年12月に東洋機械（広州）から当該取引先への支払がなされた前提での記載がなされていた。

この点、デジタル・フォレンジック調査の結果、Y1氏とX氏は、2023年4月30日から同年5月1日にかけて、ショートメッセージ⁸を通じて以下のようなや

⁸ Y1氏から提出された携帯電話をデジタル・フォレンジック調査で分析したところ、2023年2月以前のX氏とのショートメッセージが、X氏以外の従業員とのショートメッセージと比較して広範囲で削除されていることが判明した。その理由についてY1氏は、X氏からは金銭を無心するショートメッセージが頻繁に送られてきていたため、X氏からのショートメッセージについては定期的に削除するのが習慣になっ

りとりを行っている事実が確認されている。

発信／受信時間	送信者	メッセージの内容（原文は中国語）
2023年4月30日	X氏	すみません、お手数おかけします。6千借りられますか。急ぎで使う用事があるのですが足りません。
2023年5月1日 07:00:57	Y1氏	おはよう。すみませんが、貸すすべがありません。もうその話はやめてください。
2023年5月1日 11:34:08	X氏	こんにちは、借りることはできますか
2023年5月1日 18:18:14	X氏	6千貸してもらえますか
2023年5月1日 18:52:19	Y1氏	申し訳ない、どうしようもありません。もうその話はやめてください。
2023年5月1日 18:54:28	Y1氏	急ぎでお金がいるというのは何ですか。毎月、ずっと人からお金を借りているでしょう。他の人が貸してくれなくて、それで私のところに回ってきたのでしょうか。
2023年5月1日 18:56:12	Y1氏	あなたがまた会社のお金を勝手に使うのが心配です。今年は多分、経理部門が広州に飛んできて会計監査をするかもしれませんよ。
2023年5月1日 18:58:13	Y1氏	私は貸すことはできません。あなたは勝手に自分の給料を差し引いて、有給休暇を使ったらいいじゃないですか、どうして差し引くのか。人に迷惑をかけるなでください。

2023年5月1日18時56分12秒にY1氏から送信されたメッセージには「あなたがまた会社のお金を勝手に使うのが心配」と記載されているところ、ここで「会社のお金を勝手に使う」とされているのは、Y1氏によれば、2018年資金流用の事実を指すとのことであった。

もともと、Y1氏は、2018年資金流用の事実を2019年の時点で把握していたにもかかわらず、その当時、当該事実を東洋機械に報告していなかった。また、Y1氏は、本件不正を東洋機械に報告した際にも2018年資金流用の事実は報告しておらず、さらに、当委員会によるヒアリングにおいても、当初は、本件不正以前にX氏による本件不正と類似する行為又はその可能性を疑わせる行為は存在しなかった

ていたと説明している。

旨回答していた。Y1氏が2018年資金流用の事実を把握していたことを認めたのは、上記の各電子メール及びショートメッセージが発見された後になってからである。Y1氏は、2018年資金流用の事実を秘していた理由について、X氏本人が事後的ではあるものの報告をしてきて反省の色が窺えることから目を瞑ろうと思った、当該事実は会社資金の無断流用という大不祥事であって、これを報告すれば自身の管理責任が問われることになると思ったなどと説明している⁹。

イ 甲銀行の口座における第4四半期前の資金移動の傾向

本調査により甲銀行の銀行預金残高証明書等を検証したところ、2019年から2021年の第1四半期から第3四半期にかけて、会計帳簿上計上されていない支出が、各四半期において50～100万人民元前後存在していたが、その後、各年度末（12月末）までに、会計帳簿上計上されていない多くの入金となされ、年度末の時点では、銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高とはほぼ一致している状態となっていた。

このような入金がなされた背景やその原資は必ずしも明らかではないところがあるが、3(5)で記載の現地監査人による年次監査において、銀行預金残高証明書と会計帳簿との照合がなされることを踏まえて、期中の不正出金を隠蔽すべく、いわば帳尻を合わせるような処理がなされたとも見受けられた。

ウ X氏による東洋機械（広州）の役員及び東洋機械（広州）からの借入

Y1氏及び東洋機械（広州）の従業員によれば、同人らは、2016年頃から2023年までの間に、X氏から、母親が病気で急に必要な金員が必要であるなどとして、金員の借入を度々依頼されていた。

本調査の結果、Y1氏を含め8人の東洋機械（広州）の従業員が、X氏に対し貸付を行ったことがあり、個別の貸付金額は1回あたりで少ないときは1000人民元、多いときで2万5000人民元に上り、Y2氏は自身の記憶では2016年頃に6000人民元を貸したことをきっかけに合計約5万人民元、Y4氏は2017年末から2019年4月にかけて18回にわたって合計7万2000人民元を貸し付けたことが確認されている。なお、アで記載したY1氏及びX氏間のショートメッセージを通じたやりとりにおいても、X氏はY1氏に対して6000人民元の貸付を繰り返し依頼している。

⁹ 当委員会からY1氏に対し、X氏による2018年資金流用の事実を2019年に把握した後も、ネットバンキングの操作用USBキー及び承認用USBキーの双方をX氏に管理させることを含め、東洋機械（広州）における経理業務を引き続きX氏に任せることを継続した理由について質問したところ、Y1氏は、X氏は反省して二度と不正をしない旨を誓っていたのでX氏を信用することにしたと回答した。この点に関し、X氏の「反省」をそこまで信用できた理由についても確認したが、Y1氏からは明瞭な回答が得られなかった。

また、X氏は、Y1氏の承諾を得て東洋機械（広州）からも借入をすることがあった。すなわち、2022年5月、X氏は、母親の入院を理由としてY1氏に対し借入を要望し、Y1氏はこれを受けて、返済期限を6月末、名目を仮払いとして2万人民元を東洋機械（広州）がX氏へ貸し付けることを承諾し、深圳分公司のY2氏¹⁰に対し、深圳分公司保有の銀行口座から2万人民元をX氏へ送金するよう依頼し、送金させた。

なお、Y1氏は、当委員会によるヒアリングにおいて、当初は、本件不正発覚前に東洋機械（広州）の従業員がX氏に対し金銭を貸し付けていた事実は認識していなかった旨回答していた。

しかし、アで記載したショートメッセージのやりとりにおいて、Y1氏は、X氏からの貸付要請を断る過程において、「急ぎでお金がいるというのは何ですか。毎月、ずっと人からお金を借りているでしょう。他の人が貸してくれなくて、それで私のところに回ってきたのでしょうか」とのメッセージをX氏に送付している。当該メッセージが発見されたことを踏まえ改めてY1氏に認識を確認したところ、本件不正の発覚前から東洋機械（広州）の従業員がX氏へ金銭を貸し付けていたことを知っていた旨を認めるに至っている。

エ 出納帳への虚偽記載等

本調査の結果、5のとおり、東洋機械（広州）の保有する甲銀行の口座から、X氏個人の口座や個人名義への口座への振込が多数確認されているところ、このような振込の少なくとも一部については、X氏がその作成を行っていた広州本社に係る出納帳には記載がなされていないことが確認されている。このような不記載が存在する出納帳上の甲銀行の預金残高は、当然のことながら、実際の預金残高とは整合しない結果となる。

また、7(2)イのとおり、2022年7月に東洋機械の経理部は、東洋機械（広州）を含む海外グループ会社に対し、2022年3月末日時点の連結パッケージ上の預金残高の根拠資料の提出を求めており、X氏がこれに対応していたところ、本調査の結果、X氏は、甲銀行の口座との関係では、銀行預金残高証明書ではなく、X氏が独自に作成してX氏のノートパソコンに保存していた甲銀行の預金残高エクセル(管理表)を加工したものを根拠資料として提出したことが確認されている。当該管理表は、実際の口座履歴から、X氏個人口座及びX氏の親族と同姓同名の人物の口座への振込を削除等してPDF形式に置換されたものであり、そのため、当該管理表上の甲銀行の預金残高は実際の預金残高とは一致しないものであった。もっとも、X氏は、東洋機械による連結パッケージの作成にあたって、当該管理表と同内容

¹⁰ 2万人民元の貸付を深圳分公司の銀行口座から行ったのは、X氏が当時広州におらず、そのため広州本社の銀行口座からの資金移動ができなかったためと思われる。

の出納帳を東洋機械の経理部に提出していたため、当該出納帳の内容を反映した連結パッケージ上の預金残高と、X氏により提出された当該管理表上の預金残高とは一致している。

オ 監査室による質問に対する Y1 氏の対応

本調査の結果、東洋機械の監査室が 2022 年 6 月 28 日の内部監査において行った下記図左欄の質問に対し、Y1 氏が、下記図右欄のとおり書面で回答していることが確認されている。

番号	質問	回答
1	預金残高は日々の記録と照合して日次で管理しているか	ネットバンキングにて管理確認
2	インターネットによる預金残高及び取引記録は、いつ確認したか分かるように管理しているか	日々確認しているが、いつ確認したか判るように管理していく
3	毎日金種別日計表を作成し、上長が残高確認を行っているか	残高確認を行っている
4	仮払金は上長の承認により行われているか。	上長承認している
5	旅費等の精算は上長の承認を経て行われているか	上長承認を経て承認 ¹¹ している

しかしながら、3(1)アのとおり、広州本社においてネットバンキングの管理を行っていたのが X 氏であり Y1 氏ではないことや、3(3)のとおり、銀行預金残高証明書等を確認していたのも X 氏であって Y1 氏ではないことを踏まえると、番号 1 及び 2 の質問に対する回答は、Y1 氏自身が直接又は間接に「日々」預金残高を確認していたかのように解釈できるという意味において不正確である。

また、番号 3 の質問に対する回答については、「上長」である Y1 氏が「日々」残高確認を行っている事実がない以上、日計表の作成の有無を問わず、「残高確認を行っている」との回答は事実と反するものである。

さらに、番号 4 及び 5 の質問に対する回答については、3(2)アのとおり、外部への支払や社内費用の精算は X 氏が単独で実施しており、「上長」である Y1 氏は事後的に承認印を押印していたことや、出費を裏付ける資料（請求書等）が付されない場合であっても承認印が押印されることもあったことも踏まえると、「上長承認

¹¹ 「精算」の誤記と思われる。

を経て承認している」との回答は、事実と反するものとまではいえないとしても不正確との誹りは免れないものである。

以上のとおり、監査室による質問に対する回答の一部には、事実と反する又は不正確なものも含まれていたところ、この点について Y1 氏は、当委員会に対するヒアリングにおいて、広州本社における現預金管理の不十分さを隠そうとしたものではなく、あまり深く考えずに回答をしていた旨を述べている。

5. 本件不正等に該当し又はその可能性がある資金移動及び金額¹²

(1) 銀行預金残高証明書と会計帳簿上の預金残高との齟齬をもたらす資金移動

第3の2(1)アのとおり、東洋機械（広州）の銀行預金残高証明書及び取引明細書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高との間に齟齬がないかを確認したところ、基本的調査対象期間中、深圳分公司及び重慶分公司の保有する銀行口座については、齟齬は確認されず、月次の銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高とは一致していた。

他方で、本件調査対象期間を通じて、広州本社の保有する甲銀行の口座においては、以下のとおり、会計帳簿に記録のない X 氏個人口座への振込等が確認された。なお、広州本社の保有する戊銀行及び丁銀行の銀行口座については、会計帳簿に記録のない外部への振込等は確認されなかった。

ア 会計帳簿に記録のない X 氏の個人口座への振込

銀行預金残高証明書及び取引明細書と会計帳簿を照合することにより、本件調査対象期間中、会計帳簿上記録されていない X 氏の個人口座への振込が、以下のとおり、ネット後¹³で **2673 万 2589 人民元**存在することが確認された。

年	入金		出金		ネット後	
	回数	金額	回数	金額	回数	金額
2017	-	-	-	-	-	-
2018	3	40,868	3	40,868	6	-
2019	17	709,465	56	1,302,322	73	(592,857)
2020	16	181,569	34	1,046,289	50	(864,720)
2021	23	877,723	22	690,063	45	187,660
2022	69	14,241,709	408	35,459,013	477	(21,217,304)

¹² 本項のうち (1) から (3) は広州本社保有の銀行口座における資金移動等に言及するものであり、(4) は重慶分公司保有の銀行口座における資金移動等に言及するものである。

¹³ X 氏名義の口座に対する振込（出金）がある一方、本件調査対象期間中、X 氏から東洋機械（広州）への振込（入金）もあるため、出金額から入金額を控除したネット後の金額を記載している。

2023 (1月～5月)	19	3,193,500	164	7,438,868	183	(4,245,368)
合計 (2017年1月～ 2023年5月)	147	19,244,834	687	45,977,423	834	(26,732,589)

(単位：人民元)

上記のとおり、2017年の段階では、銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高との間に齟齬はなく、2018年には会計帳簿に記載のない入出金の一部あるが、年間のネット後の金額に齟齬はなかった。ところが、2019年以降、入金額を上回る出金が発生し始めた。もっとも、2019年から2021年までを通算すると、ネット後の金額は126万9917人民元に止まっており、かつこれらの期間においては、期末の銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高とはほぼ一致していることが確認された。

他方で、2022年には、400回を超える会計帳簿に記録のない出金が行われ、当該期間のネット後の出金額は2120万人民元を超えており、2023年は5か月だけで会計帳簿に記載のない160回を超える出金がなされ、その出金額はネット後で424万人民元を超えている。

これらのX氏口座への振込について、振込理由を裏付ける証拠書類や支払を承認する記録は見当たらなかった。

この点、甲銀行のネットバンキングの操作用USBキー及び承認用USBキーを管理していたのがX氏であり、甲銀行からの振込手続きを行っていたのはX氏のみであって、他の役職員がこれを行うことは困難と考えられること、X氏自身の口座へ振込がなされていること、振込理由を裏付ける証拠が発見されなかったこと、会計帳簿や出納帳への支払記録を行うのはX氏であったところ、X氏がその記録をしなかったのは不正出金を隠蔽する目的であったと推察できること等を踏まえると、会計帳簿上記録されていないX氏個人口座への振込については、X氏による東洋機械（広州）の資金の私的流用であったと認められる。

イ 会計帳簿に記録のない第三者（個人）への振込

銀行預金残高証明書及び取引明細書と会計帳簿を照合することにより、本件調査対象期間中、会計帳簿上記録されていない、東洋機械（広州）の従業員でもサプライヤーでもないと思料される個人の口座への振込が、以下のとおり、2022年に7万6096人民元、2023年1月から5月の間に32万6000人民元の合計**40万2096人民元**存在することが確認された。

年度	個人名	出金額	振込総数	X氏との関係
2022	■■■■	39,853	1	X氏の兄と同姓同名
	■■■■	36,243	1	
2023	■■■■	35,000	3	関係は特定されず
	■■■■	5,000	1	
	■■■	3,000	1	
	■■■■	3,000	1	
	■■■	30,000	1	
	■■■	35,000	2	
	■■■	5,000	1	
	■■■	35,000	3	
	■■■	30,000	3	
	■■■	20,000	1	
	■■■	60,000	2	
	■■■■	7,000	2	
	■■■■	10,000	1	
	■■■	5,000	1	
	■■■	15,000	1	
	■■■	3,000	1	
	■■■■	20,000	1	
■■■■	5,000	1		
合計		402,096	29	

上記のとおり、振込先である個人には、X氏の兄と同姓同名である人物が含まれていることが確認されている。

また、個人である第三者の口座への振込について、振込用途を裏付ける証拠書類や支払を承認する記録は見当たらなかった。

かかる振込は、X氏以外の役職員が甲銀行からの振込手続を行うのは困難と考えられること、X氏自身の口座ではないとはいえ、振込用途を裏付ける証拠がないまま、従業員でもサプライヤーでもないと思料される個人の口座へ振込がなされているのは極めて不自然であること、会計帳簿や出納帳へ支払記録を行うのはX氏自身であったところ、X氏がその記録をしなかったのは不正出金を隠蔽する目的であったと推察できること等を踏まえると、X氏による東洋機械（広州）の資金の私的流用（第三者を経由した又は第三者に対する支払を通じた着服）であったと認められる。

ウ 会計帳簿に記録のない現金引出し

銀行預金残高証明書及び取引明細書と会計帳簿を照合することにより、本件調査対象期間中、会計帳簿上記録されていない現金引出しが、2019年に6回に分けて計19万人民元、2022年に1回4万9000人民元の合計**23万9000人民元**（引出回数にして合計7回）存在することが確認された。このような現金引出しは甲銀行の口座で確認されており、その他の銀行口座では確認されていない。

上記の現金引出しについて、使途を裏付ける証拠書類や支払を承認する記録は見当たらなかった。

かかる現金引出しは、甲銀行の口座の現金引出しに必要な印章を管理していたのがX氏であり、X氏以外の役職員による引出しは困難と考えられること、引出し使途を裏付ける証拠がないまま現金引出しがなされていることは極めて不自然であること、会計帳簿や出納帳へ支払記録を行うのはX氏自身であったところ、X氏がその記録をしなかったのは不正出金を隠蔽する目的であったと推察できること等を踏まえると、X氏による東洋機械（広州）の資金の私的流用であったと認められる。

エ 小口現金の喪失

会計帳簿上、2023年5月31日時点で小口現金が**2万6043人民元**存在することとされているが、本調査の過程で広州本社の金庫にて保管されている小口現金を確認したところ、その全額が存在していなかった。

また、当該小口現金の処理については会計帳簿上の記載はなく、当該処理を裏付ける書類やこれを承認する記録は見当たらなかった。

この点、小口現金が保管されていた金庫の鍵及びパスワードを管理していたのがX氏であり、他の役職員がX氏の関与なくして小口現金の処理をすることは困難と考えられること、小口現金の処理を裏付ける書類等が発見されなかったこと、会計帳簿や出納帳への支払記録を行うのはX氏であったところ、X氏がその記録をしなかったのは不正出金を隠蔽する目的であったと推察できること等を踏まえると、小口現金はX氏によって私的に流用されたものと認められる。

オ 取引先からのX氏個人口座への振込

本調査の過程において、X氏が、東洋機械（広州）が取引先に支払った金員を取引先に指示の上、同日、X氏個人の口座へ返金させている事例が1件確認されたため、便宜上本項で記載する。

すなわち、2021年5月24日、東洋機械（広州）は、国際物流業務等の委託先であるα社に対し4万2244人民元を支払ったものの、同日において、X氏はα社に対し、東洋機械（広州）において他の取引先に対し緊急の支払の必要が生じたが、

ネットバンキングシステムの不具合により支払を行うことができないため、X氏の個人口座へ上記4万2244人民元を返金してほしい旨の返金申請書を提出した。そして、同日、α社は、当該返金申請書に記載されたX氏の個人口座へ4万2244人民元を振り込む方法により返金した（本調査において、実際の振込記録が発見されている。）。なお、本調査においては、2021年5月24日時点で「東洋機械（広州）において他の取引先に対し緊急の支払の必要が生じたが、ネットバンキングシステムの不具合により支払を行うことができない」といった事実は確認されていない。

上記のX氏がα社に指示しX氏の個人口座へ4万2244人民元を振り込ませた行為は、行為の性質上、東洋機械（広州）の銀行預金残高証明書にも会計帳簿にも記載されていないが、取引先に対し虚偽の理由を伝えたうえで、東洋機械（広州）の資金を取引先経由で自らの口座に振り込ませたものというほかなく、X氏による東洋機械（広州）の資金の私的流用であったと認められる。

(2) 会計帳簿に記録があるが、不正な資金移動の疑いがある出金

本調査によって、深圳分公司及び重慶分公司においては、不正な資金移動の疑いがある出金は確認されなかったが、広州本社の保有する甲銀行の口座においては、会計帳簿上の記録と現実の出金先が一致していないこと等の理由により不正な資金移動の疑いがある出金を確認された。なお、広州本社の保有する戊銀行及び丁銀行の銀行口座については、同様の出金は確認されなかった。

ア 会計帳簿上第三者への支払と記録されているX氏個人口座への振込

銀行預金残高証明書及び取引明細書と会計帳簿を照合することにより、本件調査対象期間中、会計帳簿上は第三者への支払と記録されているにもかかわらず、実際にはX氏名義の口座へ振り込まれているものが、以下のとおり、合計74回、ネット後の金額にて**164万4347人民元**存在することが確認された。

年度	入金	出金	ネット後	振込総数
2018	45,500	699,369	653,869	27
2019	49,653	555,004	505,351	25
2020	-	71,640	71,640	4
2021	8,850	293,882	285,032	12
2022	-	128,455	128,455	6
2023				
合計	104,003	1,748,350	1,644,347	74

（単位：人民元）

上記約 164 万人民元のうち約 96 万人民元は、会計帳簿上、β 社への支払（前払費用として 91 万人民元、未収金として約 5 万人民元）として計上され、残りの約 68 万人民元は、19 の異なる第三者への支払（前払費用等）として計上されている。なお、β 社は、東洋機械（広州）が製品の輸送及び輸入を委託している取引先であり、東洋機械（広州）は、定期的に β 社へまとまった前払費用を支払い、β 社は通関の際に都度、東洋機械（広州）から受領した前払費用を原資として輸入税（関税増徴税）を支払っていた。他の 19 の異なる第三者もまた、東洋機械（広州）の取引先である。

この点、東洋機械（広州）によれば、一般論として東洋機械（広州）が従業員の個人口座を用いて、取引先へ多額の支払を行うことは通常なく、そのようなことをする必要性は認識されていなかったとのことである。現に東洋機械（広州）は本件調査対象期間において、β 社に対し 300 万人民元近くの支払を直接行っていることが確認されており、重ねて X 氏の個人口座経由での支払を行う合理的必要性は、少なくとも本調査の当初は見当たらなかった。

また、デジタル・フォレンジック調査等の結果、①2018 年 2 月に、X 氏が β 社の担当者に対して、「東洋機械（広州）には手許現預金がかなり存在するため、貴社への支払を現金又は個人口座からの支払とすることができるか」と照会し、同年 4 月には実際に X 氏が自身の口座から 2 万人民元を β 社に対し支払ったこと、②同年 5 月には、X 氏が、今後支払等に関する電子メールは X 氏のみに対して送付されるべきであることを β 社に対し電子メールにて伝達していたことが確認され、これらから、X 氏は β 社に働きかけることにより、支払の実態を秘密にするための行動をとっていたものと推察された。なお、東洋機械（広州）によれば、2018 年 2 月に、東洋機械（広州）の手許現預金がかなり存在するといった事実はないとのことであった。

これらの事実等を踏まえ、約 164 万人民元の支払に係る合計 74 件の振込のうち、金額及び取引回数を基準に重要なもの 15 件をサンプルとして抜き出し、当該 15 件につき、出金伝票及び支払の根拠資料（請求書及び発票等）を確認したところ、13 件は出金伝票及び／又は請求書等根拠資料を欠いており、残り 2 件については、振込額と同額の出金伝票及び請求書等の根拠資料は存在したものの、その発行日付からして、当該振込に対応するものであるかは不明であり、正確な照合は不可能であった。

このように、会計帳簿の記録と現実の振込先とが一致しておらず、かつ、東洋機械（広州）において、上記のような多額の取引上の債務を従業員個人の口座経由で支払う合理的必要性は基本的にはないと考えられることや、支払に関するやりとりは自分のみとするよう働きかける等、X 氏が支払の実態を秘密にするためのものと推察される行動に及んでいること、サンプル調査によりほとんどの支払について振込

理由を裏付ける根拠資料が確認できなかったこと等を踏まえると、これらの振込は X 氏による私的流用行為の一環であったことが強く疑われる。その一方で、第 6 の 2(8)のとおり、本調査の過程において、東洋機械（広州）の β 社に対する債務の一部が X 氏の個人口座を経由して実際に支払われたことを β 社が認めている事実が後に判明したこと等を踏まえると、上記約 164 万人民元のうち全部についてとまでは言えないものの、少なくともその一部については、X 氏による私的流用であったことが強く疑われる。

イ 会計帳簿上第三者への支払と記録されている現金引出し

銀行預金残高証明書及び取引明細書と会計帳簿を照合することにより、本件調査対象期間中、会計帳簿上は第三者への支払と記録されているが、実際には現金引出しが行われているものが、合計 5 回、金額にして **19 万人民元** 存在することが確認された。会計帳簿上の支払先の内訳は、①2018 年及び 2019 年に 3 回に分けて、β 社への輸入税の前払費用として計上された合計 11 万人民元、②2018 年に γ 社に対し商品代金の前払費用として計上された 4 万人民元、③2021 年に δ 社に対し手続費用の前払費用として計上された 4 万人民元である。

これらについては、いずれも出金伝票は存在するものの、請求書や発票等支払の根拠資料は一切添付されていなかった。

この点、X 氏が実際に引き出した現金をもって支払を行っている可能性は否定し得ず、とりわけアでみたとおり、β 社に対しては実際に X 氏個人口座を経由した支払が一部確認されているものの、甲銀行の口座からの現金引出しに必要な印章は X 氏が管理していたこと、取引先への支払を振込ではなく現金引出しにより行う合理的理由が見出しがたいこと、いずれの「支払」に関しても請求書や発票といった根拠資料が確認されていないこと等を踏まえると、上記の金員の全部又は少なくともその一部は、X 氏による私的流用であったことが強く疑われる。

(3) その他本件不正等に該当する可能性のある取引

ア 序論

広州本社保有の銀行口座について、本件調査対象期間中の銀行預金残高証明書及び取引明細書から X 氏の口座に対する振込を抜き出したところ、(1)及び(2)以外にも甲銀行の口座から X 氏名義の口座への振込が確認された。当該振込のうち少なくとも以下の各振込については、現時点では X 氏による不正行為とまでは断定できないものの、本件不正等の可能性があるものと考えられた。

イ X 氏自身の旅費等の経費精算

会計帳簿上、X 氏への旅費等の経費精算の名目として記録され、X 氏名義の口座

へ振り込まれている金員が、本件調査対象期間中のネット後の金額で 14 万 9086 人民元、件数として 96 件存在した。

このうち、取引金額が大きいもの等 14 件につきサンプル調査をしたところ、当該経費の精算は、通勤交通費、日当、携帯電話代、タクシー代及び医療費であり、いずれについても Y1 氏の承認印押印済みの出金伝票を確認することができたが、日当、通勤交通費、携帯電話代については、支出を裏付ける請求書等の根拠資料が存在しなかった。この点、Y1 氏によれば、これらの費用については、従業員の出勤手当としての性格もあり、東洋機械（広州）では全社的に、精算にあたって根拠資料の提出は不要とされていたとのことであった。

Y1 氏の回答を踏まえると、X 氏への上記名目での振込については正当なものである可能性もあるが、根拠資料が確認できていないことに加え、X 氏が単独で広州本社の経理業務を掌握していたことや、(1)や(2)のような不正行為又はその疑いがあること等を考慮すると、X 氏により過大な経費精算等が行われていた可能性がないとはいえない。そのため、上記 14 万 9086 人民元の少なくとも一部については、これを X 氏が私的に流用した可能性を完全には否定できない。

ウ 補充費用の精算

会計帳簿上、X 氏への補充費用として記録され、X 氏名義の口座へ振り込まれている金員が、本件調査対象期間中のネット後の金額で 19 万 6709 人民元、件数として 39 件存在した。うち約 8 万 5000 人民元が ε 社という配送サービスに係る配送料のチャージであり、約 11 万 2000 人民元が高速道路料金カードへの高速道路利用代金のチャージとして会計帳簿上記録されていた。

この点、Y1 氏によれば、これらは(2)アのような多額の取引債務ではなく、Y1 氏自身、X 氏による個人名義での支払（立替払い）がなされることを総論としては認識し、少なくとも黙示には許容していたとのことである。

そして、上記金員のうち取引金額が大きいもの等 13 件につきサンプル調査をしたところ、いずれについても、Y1 氏の承認印押印済みの出金伝票を確認することができたが、支出を裏付ける請求書等の根拠資料はいずれも存在しなかった。また、高速道路料金カードへのチャージ履歴を確認したところ、一部 X 氏への振込時期とチャージ時期との照合ができないものが存在した。

そのため、X 氏が ε 社等への具体的な支払につき、Y1 氏の明示又は黙示の承認を得て実際に正当に行っていた可能性も相応にはあるものの、X 氏が単独で広州本社の経理業務を掌握していたことや、(1)や(2)のような不正行為又はその疑いがあること、証拠資料が不十分であること等を考慮すると、X 氏がこれらの名目を利用して過大に個人口座へ資金移動させた可能性がないとはいえない。そのため、上記 19 万 6709 人民元の少なくとも一部については、これを X 氏が私的に流用した可

能性を完全には否定できない。

エ 現金引出し及びその他費用

会計帳簿上、預金口座からの現金引出しや事務用品費、福利厚生費等その他費用の支払として記録され、X氏名義の口座へ振り込まれている金員が、本件調査対象期間中のネット後の金額で18万9658人民元、件数として57件存在した。

このうち、取引金額が大きいもの等5件につきサンプル調査をしたところ、いずれについても、Y1氏の承認印押印済みの出金伝票を確認することができたが、支出を裏付ける請求書等の根拠資料はあるものとなないものが存在した。例えば、サプライヤーへのメンテナンス費用及び処理費用については、発票及び見積書が添付されていたが、日本人スタッフの航空券及びX氏自身のタクシー代の払戻しについては、請求書等根拠資料が欠落していた。

上記のサンプル調査の結果を踏まえると、X氏に対する上記名目での振込は正当なものである可能性もあるが、イで述べたのと同様の理由により、その一部について、X氏により過大な経費精算等が行われていた可能性がないとはいえない。そのため、上記18万9658人民元の少なくとも一部については、これをX氏が私的に流用した可能性を完全には否定できない。

(4) 重慶分公司保有の銀行口座における資金移動等

第3の2(1)イのとおり、重慶分公司では、広州本社と異なり、その保有する銀行口座について、月次の銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高とは一致していたが、他方で3(1)のとおり、広州本社同様、ネットバンキングの操作用USBキー及び承認用USBキーの双方を経理担当者であるY4氏という同一人物が管理しており、また、重慶分公司の現金引出しに必要な印章や、小口現金が保管されていた金庫の鍵及びパスワードもY4氏によって管理されていた。

この点、3(4)のとおり、Y4氏は重慶分公司の記帳には直接関与しておらず、この点でX氏と状況は異なるものの、上記管理状況を踏まえると、抽象的には、第三者への支払であるように出金伝票等上偽り、自らの個人口座へ資金移動させる、あるいは小口現金を流用するといった、Y4氏による私的流用行為自体は想定される。

そこで念のため、基本的調査対象期間において、銀行預金残高証明書等上、重慶分公司保有口座からY4氏の個人口座への振込を抜き出し、これらに対応する会計帳簿の記録と照合したところ、これらの振込は、Y4氏自身の旅費の精算等合理的理由があるもののみであり、会計帳簿上の支払先と実際の支払先とが不一致となるものは確認されなかった。

また、小口現金の引出しについても、交通費や携帯電話料金の費用精算に関する証拠資料が伴うものであり、特段不合理なものは検出されなかった。

以上を踏まえ、重慶分公司において、Y4 氏による私的流用の事実はなかったものと判断する。

6. 本件不正等の発生メカニズムの分析

(1) 本件不正等の「機会」

ア 管理状況を踏まえた「機会」の考察

本件不正等の主な態様等を整理すると、以下のとおりとなる。

番号	態様	管理状況
1	甲銀行のネットバンキングからの振込	ネットバンキングの操作用 USB キー及び承認用 USB キーはいずれも X 氏が管理
2	甲銀行の窓口からの現金引出し	窓口での引出しに必要となる印章は X 氏が管理
3	小口現金の持ち出し	小口現金が保管されていた金庫の鍵等は X 氏が管理

以上の各態様とこれに対応する管理状況からして、X 氏に本件不正等の実行可能性があったことは明らかである。また、当該管理状況からして、X 氏以外の東洋機械（広州）の役職員が資金の私的流用を行い得た可能性は極めて低く、現にそうした可能性が存在することを示す事実は確認されていない。

加えて、理論的には、X 氏以外の役職員が X 氏と共謀して本件不正等に及んだ可能性も一応存するが、結論から述べると、そのような共謀の事実は確認されていない。この点、第 3 の 2(1)オのとおり、本調査の過程において、Y1 氏が当委員会によるヒアリングの際に事実と反する回答を行った事実が判明したことを踏まえ、Y1 氏に対し、2022 年 1 月 1 日以降の Y1 氏個人の銀行口座の取引履歴等を開示するよう要請した。これに対し Y1 氏は、上記共謀の事実は否定したうえで、当委員会からの要請に応じ銀行口座の取引履歴等を開示した。当委員会は、Y1 氏から開示された取引履歴等を確認したが、結果として、X 氏から Y1 氏への金員の振込等、本件不正等への加担を示す履歴は確認されなかった。

なお、本件不正等の特徴の一つとして、2022 年以降は、多いときは 1 日あたり 70 万人民元もの金額が、甲銀行の口座から X 氏の個人口座に振り込まれているところ、このような個人口座への多額の振込を可能にしたのが、個人口座に対する 1 回当たりの振込限度額が 500 万人民元と設定されていた点にある。3(1)イのとおり、甲銀行では、財務印と法人代表印があれば個人口座に対する振込限度額を引き上げることが可能であるところ、これらの印章を管理していたのが X 氏であるとの事

実等からすれば、X氏は、自身への多額の振込を可能とするために自ら振込限度額の設定変更を行ったことが推認される。

イ 監視状況から見た本件不正等の「機会」

また、X氏による本件不正等については、以下のような環境的な要因を挙げることができる。

番号	環境的要因	各要因がもたらす結果
1	甲銀行の預金残高を確認できたのは、操作用 USB キー及び承認用 USB キーを管理していた X 氏のみである。	X 氏以外に甲銀行の口座の履歴・推移を把握できない。
2	2019 年 1 月以降は、甲銀行の銀行預金残高証明書が Y1 氏に提出されていない。	同上
3	会計帳簿における広州本社分の記帳に関し、例外的に Y6 氏が行う支払記帳は X 氏の指示によって行われた。	会計帳簿への工作を防止できない。
4	東洋機械へ送付する出納帳（広州本社分）は原則 X 氏のみで作成されていた。	出納帳への工作を防止できない。
5	東洋機械に対して銀行預金残高証明書を通常提出することはなかった。	東洋機械において会計帳簿及び出納帳への工作の事実を把握することができない。
6	現地監査人による年次の会計監査に対応していたのは X 氏であった。	左記の会計監査では、期末の銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高の齟齬が確認されることを把握でき、会計帳簿における期末の預金残高を銀行預金残高証明書上の預金残高と合わせる

		ことによって、監査での指摘を回避し得る。
--	--	----------------------

「各要因がもたらす結果」の内容が示すとおり、以上の環境的要因は、いずれも、X氏以外の第三者（東洋機械（広州）の役職員を含む。）による本件不正等の認識又は把握を妨害する方向に機能するものである。こうした環境的要因の存在は、X氏が本件不正等に及んだ「機会」の提供に寄与したものと見える。

(2) 本件不正等の「動機」

本調査においてはX氏へのヒアリングが実施できていないため、本件不正等の「動機」は客観的な事実から推察するほかないところ、4(2)ウのとおり、X氏は東洋機械（広州）から個人借入を行ったり、複数の従業員に対し相当回数の借入を依頼し、現に借入を行ったりしている（X氏は、2023年5月1日の時点でも、Y1氏に対し6000人民元の貸付を繰り返し求めている。）。これらの事実からすれば、X氏は金銭的に困窮していたことが認められ、そのことが本件不正等の「動機」になったと合理的に推察できる。

(3) 小括

本調査では、本件不正等を「正当化」する事実の確認まではなし得ていないものの、本件不正等の「機会」と「動機」からして、本件不正等はX氏が単独で行ったものと判断した。

7. 東洋機械（広州）に対する東洋機械の監督状況等

(1) 業務執行に対する監督状況

東洋機械（広州）の役員の変遷は第2の2(3)のとおりであり、本件調査対象期間においては、董事はY1氏及びZ2氏であり、董事長は東洋機械の営業本部長が兼務し、監事は東洋機械の経理部長が兼務していた。

もともと、東洋機械（広州）の業務運営は中国総代表であるY1氏に完全に一任されており、董事長は東洋機械（広州）の業務執行を行っておらず、また、監事は東洋機械（広州）に対する監査を行ってはいなかった。董事長及び監事はいずれも、定期又は不定期に東洋機械（広州）の事務所を訪問することもなく、東洋機械（広州）の事業状況については、Y1氏から報告される売上等の業績以外は把握していなかった（なお、第2の3(2)キのとおり、東洋機械グループでは、年2回海外グループ会社との打合せ会議が実施されており、東洋機械（広州）の業績等の報告は少なくともこの打合せ会議では行われていた。）。

さらに、第2の1(1)のとおり、東洋機械の関係会社管理規程上、関係会社管理の主管部署は管理本部とされており、管理本部の統括責任者である管理本部長は、関係会社に対して決算書類、諸規程等につき報告させる義務を負うものとされているものの、管理本部長が、関係会社である東洋機械（広州）に対し、上記規程で管理本部長が行うものとされている職務を行うことは特段なかった。また、関係会社管理規程上の主管部署は管理本部とされている一方で、組織図上では、東洋機械（広州）を含む大半の海外グループ会社は営業本部（正確には、その下部組織である中国営業部及びアジア営業部並びに海外特販部）に属する位置付けとなっており、この事実が示すとおり、東洋機械においては、そもそも海外グループ会社をどの部署が責任をもって管理するのが曖昧な状態にあった。

(2) 東洋機械経理部による監督状況

ア 月次の事業成績表及び出納帳の提出要求

3(6)のとおり、東洋機械の経理部は、東洋機械（広州）を含む海外グループ会社に対し、毎月1回月次の事業成績表及び出納帳を作成し提出することを求めている。

しかしながら、東洋機械の経理部は、海外グループ会社の銀行口座に係る月次の銀行預金残高証明書を現地監査人が確認しているとの思い込み¹⁴のもと、銀行預金残高証明書等、預金残高に関する証拠資料の提出までは求めておらず、そのため東洋機械の経理部は、提出された出納帳に記載されている現預金額の実在性を客観的な資料に基づき確認することまではしていなかった。

イ 2022年7月の銀行預金残高証明書等の提出要請

アの例外に位置付けられる事実として、2022年7月26日、東洋機械の経理部は、各海外グループ会社に対し、2022年3月末の連結パッケージの現預金残高の精査のため、2022年3月末時点における各海外グループ会社の預金残高が確認できる資料（銀行預金残高証明書等）の提出を要請したという事実が存する。当該要請の経緯は次のとおりである。

すなわち、グローリー株式会社の子会社で元従業員による金銭横領の事案が発生し公表されたことを受け、2022年3月31日開催のコンプライアンス・リスク管理委員会において、東洋機械グループでも同種事案の発生が考えられないことはなく、不正が起こらないような環境づくりが重要である旨議論され、当該議論を踏まえ、

¹⁴ 第2の3(3)イのとおり、現地監査人は、期末の銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高の照合は行っていたが、月次の銀行預金残高証明書の確認は行っていない。また、東洋機械の経理部は、東洋機械（広州）から送付される事業成績表についても現地会計事務所による代理記帳がなされていると認識していた旨ヒアリングで述べているところ、3(5)のとおり、東洋機械（広州）が代理記帳を依頼していたという事実も存しない。

海外グループ会社に対する上記の提出要請が行われた。

もっとも、東洋機械の経理部は、当該提出要請に際し、「2022年3月末時点の各残高が確認できるもの」の提出を求めており、銀行発行に係る銀行預金残高証明書以外の入出金明細データ等の提出も許容していた。そのため、4(2)エのとおり、X氏は、広州本社の保有する銀行口座のうち甲銀行の口座については、銀行預金残高証明書ではなく自らが加工した口座残高エクセル（管理表）を提出したものの、東洋機械の経理部がそのこと自体を怪しむことはなかった。また、東洋機械（広州）に係る連結パッケージ上の預金残高は、そもそもX氏が加工した出納帳を基礎とするものであるため、同じくX氏が加工した管理表の預金残高と、2022年3月末の連結パッケージにおける預金残高とは一致しており、それゆえ、東洋機械の経理部が管理表自体の加工に気付くこともなかった。

ウ 海外グループ会社の銀行口座モニタリングサービスについての検討

東洋機械では、RCSA ワークシートと称するリスク管理表を作成し、当該管理表において、部門ごとに想定し得る不正リスクに対するキー・コントロール事項をピックアップし、それに対する具体的アクションやその進捗状況を一覧化し、コンプライアンス・リスク管理委員会において共有していた。

2022年9月29日開催のコンプライアンス・リスク管理委員会において、海外グループ会社の不正リスクのキー・コントロールとして、銀行口座のモニタリングを追加したこと、具体的アクションとして、メガバンクから専用の監視ツールを導入して、本社（具体的には東洋機械の経理部）から直接モニタリングする旨が出席者から述べられ、実際、2022年下期のRCSA ワークシートにおいて、「海外現法銀行口座のモニタリング」がキー・コントロールとして追加され、フォローアップ事項としてメガバンク専用ツールの導入が記載された。

その後、東洋機械は、上記モニタリングツールとして、己銀行のサービスである「 」を採用することを決定し、2023年2月28日、同行との間で 基本契約書を締結した。もっとも、当該サービスを実際に利用するためには、モニタリングの対象となる銀行口座を特定する必要があるところ、東洋機械は、モニタリングの対象数が増えるとコストが増加するため、まずは海外グループ会社の銀行口座を減らすところから着手する必要があると考えたものの、その着手自体が後回しとなり、結果として上記サービスの利用開始には至っておらず、上記サービスを通じた海外グループ会社の銀行口座のモニタリングは現時点でもなし得ない状態にある。

(3) 監査室による監査

ア 監査室による監査の実施状況

東洋機械の監査室は、本件調査対象期間において、東洋機械（広州）に対する内部監査を以下のとおり行っている。

なお、2020年以降、東洋機械（広州）は毎年当該監査を受けていたわけではなく、東洋機械（上海）と1年おきに監査を受けていた。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のために現地での監査が困難となったことに伴い監査計画を見直す過程において、東洋機械（広州）と東洋機械（上海）とはいずれも中国における販売現法であり、Y1氏が総経理であることから、同部門という扱いをしたことによる。

監査日	監査実施者	対応者	方法
2017年4月18日	Z3氏	Y1氏、Z2氏	現地監査
2018年5月30日	Z3氏	Y1氏、Y11氏、Y8氏	現地監査
2019年6月27日	Z3氏	Y1氏、Y11氏、Y8氏	現地監査
2021年1月27日	Z3氏	Y1氏、Y11氏、Y8氏	WEB
2022年6月28日	Z4氏、Z3氏、Z5氏、藤本氏	Y1氏、Z2氏、Y2氏、Y11氏、Y16氏、Y8氏	WEB

いずれの監査においても、質問項目はやや異なるものの、内部統制チェックリスト（全社統制チェックリスト）及び業務監査調書に対する書面回答をまず求めたうえで、現地又はWEBでの面談により監査が実施されており、監査報告書上、内部統制監査においても業務監査においても、判定は「OK」とされている。本件不正等との関係で特筆すべき事項は以下のとおりである。

イ 業務監査調書における経理項目の監査について

東洋機械の監査室は、業務監査調書の経理に関する監査項目においては、上記いずれの監査においても、「預金残高は日々の記録と照合して日次で管理しているか」及び「毎日金種別日計表を作成し、上長が残高確認を行っているか」との質問を東洋機械（広州）に対し行っている。また、2022年6月の監査においては、「インターネットによる預金残高および取引記録は、いつ確認したか分かるように管理しているか」との項目を新たに追加して確認している。さらに、東洋機械の監査室は、仮払金及び旅費精算に対する上長承認の有無についても、業務監査調書を用いて確認している。これらの質問に対するY1氏の回答は、以下の表記載のとおりである

(第4の4(2)オの表と同一のものである。なお、番号1、3、4及び5に対して、アの各監査におけるY1氏の回答内容は基本的に同じである。)

番号	質問	回答
1	預金残高は日々の記録と照合して日次で管理しているか	ネットバンキングにて管理確認
2	インターネットによる預金残高及び取引記録は、いつ確認したか分かるように管理しているか	日々確認しているが、いつ確認したか判るように管理していく
3	毎日金種別日計表を作成し、上長が残高確認を行っているか	残高確認を行っている
4	仮払金は上長承認により行われているか	上長承認している
5	旅費等の精算は上長の承認を経て行われているか	上長承認を経て承認している

東洋機械の監査室は、2015年以降のいずれかの監査において、東洋機械（広州）に対する現地監査を行った際、Y1氏にネットバンキングを実際に操作させ、管理手順を確認したことがあったことから、その後の監査においても、以前と同様にY1氏がネットバンキングを利用して預金残高を確認しているのであろうと考え、「ネットバンキングにて管理確認」等のY1氏の回答に特段の疑念は抱かなかった。番号2の質問に対する「日々確認しているが、いつ確認したか判るように管理していく」との回答についても同様に、東洋機械の監査室は、確認し問題なかったとの結論に至った。

また、全社統制チェックリストにおいても業務監査調書においても、ネットバンキングの操作用USBキーと承認用USBキーに係る管理状況に関する質問は盛り込まれていなかった。東洋機械の監査室は、そもそも東洋機械（広州）においてネットバンキングにより預金管理を行っているのはY1氏であると考えており、また、操作用USBキーと承認用USBキーを同一人物が管理していることはそもそもあり得ない（それではUSBキーを区別している意味がない）と考えていた。

ウ 銀行預金残高証明書の確認について

東洋機械の監査室は、2019年以前、東洋機械（広州）のオフィスにて監査室監査を行っていた頃までは、銀行預金残高証明書のサンプル調査を行っていた。もっとも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のためWEB監査に切り替わった2021年以降の監査においては、東洋機械の監査室は、東洋機械（広州）の銀行口座に係

る銀行預金残高証明書の確認を行っておらず、預金の実在性について客観的な資料に基づく確認はなされていなかった。

エ 全社統制チェックリストにおける経理規程の確認について

アにおけるいずれの監査においても、全社統制チェックリストにおいて、経理規程の存否がチェック項目として挙がっているところ、この項目に対し Y1 氏は、2018 年及び 2019 年の監査においては「中国基準にて運用」と回答し、2017 年、2021 年及び 2022 年の監査においては、「本社規程準拠」と回答している。

この点、「中国基準」なる運用が具体的にどのような運用なのかは不明であるうえ、「本社規程準拠」との回答については、本社の経理規程に準じた運用（例えば、出納担当者は出納責任者の承認を受けて支出を行うといった運用）を東洋機械（広州）において実施していない以上、事実と反する回答ということになる。

もっとも、東洋機械の監査室は、本件調査対象期間中の回答が上記のように年度によって変わっている点について、その理由を確認したことはなく、また当該回答内容自体については、経理に関しては海外グループ会社の所在地の会計ルールにも準ずる必要があるため、東洋機械の経理規程を中国の会計法に倣って運用しているであろうと考え、内規の存否や運用内容を確認することまではしなかった。

(4) 監査役による監査

監査役は、少なくとも本件調査対象期間中は、東洋機械（広州）に対する独自の監査を行ってはいない。もっとも、監査役及び監査役会は、東洋機械による海外グループ会社に対する管理が不十分である点を、監査役会提言等にて東洋機械の取締役会にかねてから繰り返し指摘していた。

例えば、2020 年 7 月 28 日付「2019 年度監査報告書（提言）」においては、内部統制全般につき、未だ内部統制についての正確な状況把握には至っておらず、正確な状況把握未了のため、抜本的かつ具体的な改善策の策定・遂行は未だ途上にあることが指摘されたうえ、現地法人の管理について、法令遵守のためのガイドラインを作成し、信頼のおける現地コンサルタント会社の情報を活用する等、親会社として適切な対応をされたい旨提言されている。また、2021 年 7 月 27 日付「2020 年度監査役会提言」においても同様に、現状、海外現地法人に対して、親会社として管理が十分とは言えない状況であるとの評価がなされたうえで、前記同様、現地法人の管理について、法令遵守のためのガイドラインを作成し、信頼のおける現地コンサルタント会社の情報を活用する等、親会社として適切な対応をされたい旨提言されている。

さらに、東洋機械グループにおいては、本件不正発生前に、東洋機械（常熟）の副総経理が 2015 年から 2020 年にかけて仕入先から金員を受け取っており、しかも

東洋機械（常熟）において、2020年9月の内部告発により少なくともその時点で問題発生の可能性を認識していたにもかかわらず、当該問題が東洋機械に対し正式に報告されたのは、東洋機械（常熟）が副総経理を解雇した後の2022年5月であったという問題が生じていた。東洋機械の監査役会は、この問題発生を受けて2022年7月26日付「監査役会緊急提言」を行い、東洋機械の経営陣に対し、①子会社管理（特に海外現地法人）については、親会社での責任部署が不明確であるケースが見受けられるため、親会社における各子会社の管理責任者（取締役）を明確にし、責任をもって対応する体制が必要であること、②子会社での不祥事等への対応につき、親会社へのレポート・ラインを明確にし、どのような案件につき、どこまで報告をするのかについて当事者間に判断の齟齬が生じないように、予め関係部署間の調整を行っておくべきであること、③再発防止策については、不祥事の起きた部署のみならず、子会社を含め、必要な範囲で展開すべきであること等が提言されたうえ、適正なレポート・ラインの確保を含む内部統制の見直しを行い、その見直しの状況及び見直し後の運用状況が適時に取締役会に報告されることが望ましいことを伝えている。

なお、東洋機械（常熟）において発生した上記問題の再発防止策として、取引先との不正防止契約の締結や従業員に対する教育指導等が実施されたが、当該再発防止策は、基本的には取引先からの金員収受に関するものが中心となっており、また、東洋機械（常熟）以外の海外グループ会社に対する再発防止策の実施といった「横展開」まではできていなかった。

8. 本調査の過程で確認された事実に関する補足

6(1)アのとおり、Y1氏がX氏と共謀して本件不正等に及んだ事実は認められず、Y1氏もこの点は明確に否定している。もっとも、他方でY1氏は、当委員会に対し自身の銀行口座の取引履歴等を開示した後に実施された当委員会によるヒアリングの際、当委員会に対し、東洋機械（広州）の販売代理店3社及び取引先（ただし、仕入先ではない。）2社から、取引に関連して金員を収受した事実を自供した（なお、Y1氏に金員を交付した販売代理店等の具体的な名称までは自供していない。）。他方でY1氏は、東洋機械（広州）の仕入先から金員を収受していた事実はないとも供述している。

この点、Y1氏からは銀行口座の取引履歴等の開示を受けているところ、上記の自供に沿う金員収受の事実を裏付ける入金として確認できているのは、取引先1件からの3回分の振込のみであって、現時点では、その自供に係る金員収受のほとんどについて、客観的な資料¹⁵に基づく確認はできていない。

¹⁵ デジタル・フォレンジック調査において設定したキーワードには、「賄」、「謝金」、「謝礼」といった賄賂に関連する文言も含まれているところ、当該調査の対象となったY1氏使用に係る電子機器について、

上記の金員収受が事実であったとして、当該事実が東洋機械（広州）の会計面に影響を及ぼす場面として想定されるのは、販売代理店に対する販売価格が、金員収受の対価として Y1 氏により廉価に設定されたという場面である。しかしながら、Y1 氏に対するヒアリングの結果によれば、①東洋機械（広州）の取り扱う製品のうち東洋機械（常熟）の製造する製品については、東洋機械（常熟）が設定する「仕切り価格」が設定されており、当該価格未満の価格での販売を行おうとする場合には同社の承認が必要であって、当該承認を受けることなく「仕切り価格」未満での販売は行っていない、②東洋機械（広州）の取り扱う製品のうち東洋機械製造の製品については「トータルコスト」が予め設定されており、当該「トータルコスト」を下回る価格での販売を行うためには、東洋機械に対して申請を行ったうえで許可を受ける必要があり、実際、東洋機械の許可を受けることなく当該「トータルコスト」を下回る価格で販売代理店に対し製品の販売を行ったことはないとのことである。上記の「仕切り価格」及び「トータルコスト」の制度に関する Y1 氏の説明については東洋機械にもその真偽を確認したところ、誤りはないとのことであった。

以上からすれば、現時点では、Y1 氏に対し金員を交付していた販売代理店に対する販売価格が、東洋機械（広州）の会計面に影響し得るほどに不公正であったとは認められない。当委員会としては、Y1 氏が自供する金員収受は、東洋機械（広州）の資金の私的流用の事案ではないという意味において当委員会による調査事項の対象外であることも踏まえ、当該金員収受につきさらなる調査は実施しないが、今後、少なくとも Y1 氏の処分を行ううえでは、上記の自供を裏付ける客観的資料の有無等を調査する必要があると考えられることを付言する。

販売代理店等からの金員収受を示す電子メール等は確認されていない。

第5 東洋機械（広州）以外の海外グループ会社について

1. 銀行預金残高証明書と会計帳簿上の預金残高との齟齬をもたらす資金移動の有無

東洋機械（広州）以外の海外グループ会社が保有する銀行口座全てについて、第3の2(2)ア記載の各時点における銀行預金残高証明書を取得し、当該残高証明書上の四半期末の預金残高と同時点の会計帳簿上の預金残高とを比較したところ、本件不正に類する事象・齟齬は、いずれの法人においても確認されなかった。

2. ネットバンキングの操作用 USB キーと承認用 USB キーの管理者について

東洋機械（広州）以外の海外グループ会社が保有する銀行口座は、いずれもネットバンキングの利用が可能であった。これらの銀行口座について、操作用 USB キーの管理者及び承認用 USB キーの管理者を確認したところ、東洋機械（上海）、東洋機械（常熟）、東洋機械（マレーシア）、東洋機械（ベトナム）、東洋機械（ヨーロッパ）においては、各銀行口座につき操作用 USB キーの管理者と承認用 USB キーの管理者が別れていた。

他方で、東洋機械（台湾）、東洋機械（インドネシア）及び東洋機械（タイ）においては、以下のとおり、各銀行口座につきいずれも USB キーは一つしか存在していなかった。

(1) 東洋機械（台湾）について

東洋機械（台湾）では、ネットバンキングの USB キーを、法定代表者であり資金移動の決裁者である Z2 氏が管理し利用していたが、同法人のオフィス内には、別の未使用の USB キーが未開封のまま保管されていた。東洋機械（台湾）によると、当該未使用の USB キーはかつて東洋機械（台湾）の総経理であった Y1 氏が使用するために発行されたとのことであるが、その後一度も有効化されないままオフィス内に保管され続けており、抽象的にはオフィス内の誰でも有効化して利用できる状態となっているとのことであった。

1 の調査の限りでは、東洋機械（台湾）において不正出金の兆候は確認されなかったものの、本来不要な USB キーをオフィス内に放置しておくことは管理上望ましくないため、速やかに銀行に返還されるべきである。また、一つの USB キーで資金移動が行えるため、抽象的には Z2 氏が単独で資金移動を行い得ることから、操作用 USB キー及び承認用 USB キーの双方が利用可能な銀行口座を利用することや、承認用 USB キーの利用に係るルール制定等を通して何らかの監視牽制がなされるようにすることを検討すべきである。

(2) 東洋機械（インドネシア）について

東洋機械（インドネシア）では、ネットバンキングの USB キーを資金移動の決裁

者である Z7 氏（2023 年 3 月以降は Z6 氏）が管理し利用していた。

1 の調査の限りでは、東洋機械（インドネシア）において不正出金の兆候は確認されなかった。ただし、一つの USB キーで資金移動が行える状況を踏まえ、(1)で述べた措置の実施や検討がなされるべきである。

(3) 東洋機械（タイ）について

東洋機械（タイ）では、ネットバンキングの USB キーを資金移動の決裁者である Z8 氏が管理し利用していた。

1 の調査の限りでは、東洋機械（タイ）において、不正出金の兆候は確認されなかった。ただし、一つの USB キーで資金移動が行える状況を踏まえ、(1)で述べた措置の実施や検討がなされるべきである。

第6 連結財務諸表への影響

1. 連結財務諸表への影響額集計

第4の5のとおり、本調査で判明した、東洋機械（広州）における本件不正等に該当し又はその可能性がある資金移動のうち、下表2(1)乃至(7)のカテゴリの資金移動が、X氏による東洋機械（広州）の資金の私的流用であったと認められるもの及びX氏による私的流用であったことが強く疑われるものである。これらの資金移動については、会計帳簿に記録がない又は会計帳簿に記録があっても虚偽の記録がなされている可能性が高いことから、東洋機械の連結財務諸表への影響をもたらすものである。

また、本調査により、本件不正等によるものかどうかその原因は必ずしも明らかではないものの、下表3(1)及び(2)のカテゴリについて、銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高の齟齬等が存在することが確認された。かかる齟齬等についても、事実として存在する以上、東洋機械の連結財務諸表への影響をもたらすものである。

そして、これらの連結財務諸表への影響額を踏まえて、貸倒引当金の設定をすることが考えられる。

以上のそれぞれにつき、①東洋機械が既に公表している、2018年第1四半期から2022年第4四半期の各連結財務諸表への影響額、②未公表である、2023年第1四半期から同年第2四半期の各連結財務諸表への影響額に分けて集計すると、下表の「連結財務諸表への影響額」欄記載のとおりとなった（単位：人民元）。なお、東洋機械の決算日（3月31日）と東洋機械（広州）の決算日（12月31日）との間には3か月のずれがあり、東洋機械は、（四半期）連結財務諸表の作成にあたり、前四半期時点の東洋機械（広州）の財務諸表の数値を取り込んでいるため、東洋機械（広州）単体で発生した影響額は、四半期遅れで東洋機械の（四半期）連結財務諸表に取り込まれることとなる。

番号	カテゴリ (対応する第4 の5の項目)	連結財務諸表への影響額		
		2018年第1四半期～ 2022年第4四半期	2023年第1四 半期～第2四 半期	合計
		上記に対応する東洋機械（広州）における実際の発生期間		
		2018年1月～2022年 12月	2023年1月～ 5月	合計
銀行預金残高証明書及び取引明細書と会計帳簿上の預金記録との齟齬をもたらす資金移動				
2(1)	会計帳簿に記 録のないX氏 口座への振込	22,487,221	4,245,368	26,732,589

	((1)ア)			
2(2)	会計帳簿に記録のない第三者(個人)への振込((1)イ)	76,096	326,000	402,096
2(3)	会計帳簿に記録のない現金引出し((1)ウ)	239,000	-	239,000
2(4)	小口現金の喪失((1)エ)	-	26,043	26,043
2(5)	X氏個人口座への返金((1)オ)	42,244	-	42,244
会計帳簿に記録があるが、不正な資金移動の疑いがある資金移動				
2(6)	会計帳簿上第三者への支払と記録されているX氏個人口座への振込((2)ア)	734,347 (1,644,347 から、β社との取引分に 係る前払費用910,000を 除いた金額)	-	734,347 (1,644,347 から、β社との取引分に 係る前払費用910,000を 除いた金額)
2(7)	会計帳簿上第三者への支払と記録されている現金引出し((2)イ)	80,000 (190,000 から、β社との前払費用 に関する取引分110,000 を除いた金額)	-	80,000 (190,000 から、β社との前払費用 に関する取引分110,000 を除いた金額)
その他連結財務諸表への影響をもたらす事情				
3(1)	会計帳簿に記載のないβ社への支払等	405,047	-	405,047
3(2)	その他現預金残高との差異調整	1,160,120	(※)	1,160,120
4	貸倒引当金の設定	22,903,835	(※)	22,903,835

(※) 現在、東洋機械(広州)における2023年1月以降の記帳業務は進行中であり、影響額が確定していないため記載していない。詳細は3(2)及び4を参照のこと。

2 以下において、これら連結財務諸表への影響額詳細を分析する。

2. 本件不正等による連結財務諸表への影響額詳細

(1) 会計帳簿に記録のない X 氏口座への振込

第 4 の 5(1)アの分析を踏まえると、標記の振込は X 氏による私的流用であり、現預金の流出と考えられ、当該流出の反対勘定としては特別損益項目を使用する。

各年度の連結財務諸表への影響額は、下記のとおりである（なお、下記は東洋機械（広州）における影響の実際発生期間を基準に影響額をまとめたものであり、1 で述べたとおり、かかる影響額が四半期遅れで東洋機械の連結財務諸表に影響する。また、() 内の金額は貸方項目への影響額とする。これらにつき(2)以下についても同様である。）。

勘定科目	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	合計
現金及び預金	-	(592,857)	(864,720)	187,660	(21,217,304)	(4,245,368)	(26,732,589)
特別損益	-	592,857	864,720	(187,660)	21,217,304	4,245,368	26,732,589

(2) 会計帳簿に記録のない第三者（個人）への振込

第 4 の 5(1)イの分析を踏まえると、標記の振込は X 氏による私的流用であり、現預金の流出と考えられ、当該流出の反対勘定としては特別損益項目を使用する。

各年度の連結財務諸表への影響額は、下記のとおりである。

勘定科目	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	合計
現金及び預金	-	-	-	-	(76,096)	(326,000)	(402,096)
特別損益	-	-	-	-	76,096	326,000	402,096

(3) 会計帳簿に記録のない現金引出し

第 4 の 5(1)ウの分析を踏まえると、標記の現金引出しは X 氏による私的流用であり、現預金の流出と考えられ、当該流出の反対勘定としては特別損益項目を使用する。

各年度の連結財務諸表への影響額は、下記のとおりである。

勘定科目	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	合計
現金及び預金	-	(190,000)	-	-	(49,000)	-	(239,000)
特別損益	-	190,000	-	-	49,000	-	239,000

(4) 小口現金の喪失

第4の5(1)エの分析を踏まえると、標記の小口現金の喪失はX氏による私的流用であり、現預金の流出と考えられ、当該流出の反対勘定としては特別損益項目を使用する。

各年度の連結財務諸表への影響額は、下記のとおりである。

勘定科目	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	合計
現金及び預金	-	-	-	-	-	(26,043)	(26,043)
特別損益	-	-	-	-	-	26,043	26,043

(5) X氏個人口座への返金

第4の5(1)オの分析を踏まえると、標記の第三者からの返金については、前払費用として計上された金員のX氏による私的流用であると考えられるところ、この点を踏まえた会計的な処理としては、過大に計上された前払費用を特別損益項目へ振り替えることが妥当であると考えられる。

各年度の連結財務諸表への影響額は、下記のとおりである。

勘定科目	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	合計
前払費用	-	-	-	(42,244)	-	-	(42,244)
特別損益	-	-	-	42,244	-	-	42,244

(6) 会計帳簿上第三者への支払と記録されているX氏個人口座への振込

第4の5(2)アの分析を踏まえると、標記の振込の少なくとも一部はX氏による私的流用であることが強く疑われるものであり、現預金の流出と考えられる。各年度の連結財務諸表への影響額算定にあたっては、記帳されていた各勘定科目（現金及び預金、売掛金、未収入金、前払費用、買掛金、未払金、販売費及び一般管理費）が歪められており、特別損失への振替を行う処理が妥当であると考えられる。

各年度の連結財務諸表への影響額は下記のとおりである。なお、下記連結財務諸表への影響額算出において、β社との取引分に係る前払費用は影響額から除外している（理由は(8)のとおりである。）。

勘定科目	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	合計
現金及び預金	(21,859)	-	-	-	-	-	(21,859)
売掛金	-	-	-	8,850	-	-	8,850
未収入金	45,500	(19,028)	-	(22,890)	-	-	3,582
前払費用	-	-	-	-	(71,943)	-	(71,943)

買掛金	(21,130)	(77,974)	-	(41,229)	-	-	(140,333)
未払金	(178,980)	(99,654)	(6,640)	(38,098)	(54,853)	-	(378,225)
販売費及び一般管理費	(37,400)	(58,695)	(5,000)	(31,665)	(1,660)	-	(134,420)
特別損益	213,869	255,351	11,640	125,032	128,455	-	734,347

(7) 会計帳簿上第三者への支払と記録されている現金引出し

第4の5(2)イの分析を踏まえると、標記の現金引出しの全部又は少なくともその一部は、X氏による私的流用であることが強く疑われ、現預金の流出と考えられる。各年度の連結財務諸表への影響額算定にあたっては、記帳されていた前払費用と営業費用が過大に計上されており、特別損失への振替を行う処理が妥当であると考えられる。

各年度の連結財務諸表への影響額は下記のとおりである。なお、下記連結財務諸表への影響額算出において、β社との取引分に係る前払費用は影響額から除外している（理由は(8)のとおりである。）。

勘定科目	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	合計
前払費用	-	-	-	(40,000)	-	-	(40,000)
販売費及び一般管理費	(40,000)	-	-	-	-	-	(40,000)
特別損益	40,000	-	-	40,000	-	-	80,000

(8) β社との取引分に係る前払費用等に関する補足説明

本調査においては、基本的に、会計帳簿上「第三者への支払」と記載されている一方で銀行取引明細書等上「X氏個人口座への振込」又は「現金引出し」とされている資金移動については、実態と帳簿に齟齬があることから、X氏による私的流用の疑念のある取引として集計し、これらにつき前払費用の勘定科目が用いられていた場合、基本的な方針として、①前払費用の過大計上か、又は②既に前払費用が消し込まれている場合には相手方の勘定科目（費用項目）を営業外支出に振り替える修正仕訳を行うこととしてきた（(6)及び(7)参照）。この方針は、基本的に、X氏が東洋機械（広州）から個人口座に振込等を受けた金額を、会計帳簿上の「第三者」に送金することはないであろうという前提に立つものである。

しかしながら、本調査の終盤において、会計帳簿上支払先とされている第三者の一家であるβ社の担当者は、回数等詳細は不明であるものの、X氏の個人口座からβ社の請求口座に対し合計で相当額の振込がなされていたことを認め、当該振込を

示す客観的記録を当委員会に提出した。これらを踏まえると、X氏とβ社担当者間では、非公式ではあるものの、東洋機械（広州）会社口座→X氏個人口座→β社への送金が、実務上では一部恒常的に行われていた可能性があるように思われた（そうすると、β社との関係では、上記の方針に係る前提が崩れることになる。）。

以上を踏まえると、X氏に対する損害賠償債権の成立範囲を法的にどのように評価するかという点は一旦措いて、連結財務諸表への影響額を算出するという会計上の観点では、第4の5(2)ア及びイのうちβ社への前払費用として計上された金額を考慮に入れないことが公正な会計慣行に合致するものと思料された。そこで、これらβ社に対する前払費用は、それぞれ(6)及び(7)のカテゴリにおいて影響額から除くこととした。他方、第4の5(2)アで記載した、β社に対して未収金として計上されている5万人民元については、X氏個人口座からβ社への支払が確認されているわけではないため、(6)のカテゴリにおいて影響額として考慮に入れている。

3. 本件不正等によるか不明な連結財務諸表への影響額詳細

(1) 会計帳簿に記載のないβ社への支払等

本調査により、β社に対して、東洋機械（広州）の会計帳簿上全く記録されていない支払が、2020年に8万人民元、2021年に17万人民元、2022年に15万人民元の合計40万人民元存在することが銀行預金残高証明書上、確認された。この「会計帳簿上記録のないβ社への支払」がX氏による本件不正等に該当するか否かは現時点で直ちに判断しかねるものの、会計帳簿に記録がない支払がある以上、会計帳簿上の現預金は減額すべきであり、かつその支払名目については、端数のない金額であることやβ社との従前の取引関係等を踏まえると、β社に対する前払費用とするのが妥当と考えられた。

他方で、当委員会が2022年12月末に取得したβ社発行に係る残高確認状記載の前払費用残高と、東洋機械（広州）の会計帳簿上の前払費用残高との間には5047人民元の齟齬があることが確認されている。また、当該残高確認状においては、上記の40万人民元の前払費用の存在は記載されていなかった。これらの齟齬等がX氏による本件不正等の結果として生じたものか否かは直ちに判断しかねるものの、事実として客観的な差異がある以上、当該齟齬等分につき2022年において前払費用を消し込み、特別損失への振替を行うことにより、連結財務諸表への影響として取り込むことが妥当と考えられた。

これらを踏まえた各年度の連結財務諸表への影響額は、下記のとおりである。

勘定科目	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	合計
現金及び預金	-	-	(80,000)	(170,000)	(150,000)	-	(400,000)
前払費用	-	-	80,000	170,000	(255,047)	-	(5,047)

特別損益	-	-	-	-	405,047	-	405,047
------	---	---	---	---	---------	---	---------

(2) その他現預金残高との差異調整

本調査の結果、2 各項及び 3(1)の影響額を集計して連結財務諸表に全て反映した後においても、東洋機械（広州）において、銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高に差異が残存することが確認された。この点、本調査において、当該全ての差異の原因を究明することは困難であるため、当該差異を不明残として集計し、銀行預金残高証明書を正とした預金残高を形成するべく、差異調整を行うことが妥当であると判断された。

また、当該不明残については、明確に全額を X 氏の私的流用によるものと断言することが困難であり、それゆえ当該不明残が各期に損益として直ちに計上されることが妥当とは言えないことから、仮勘定を用いて処理を実施することとした。これらを踏まえた、各年度の連結財務諸表への影響額は、下記のとおりである。

ただし、進行期である 2023 年 1 月以降分については、東洋機械（広州）において記帳業務の中心を担っていた X 氏が十分に日々の記帳を行わないまま行方不明となったこと等から、現在も記帳業務は進行中である（相当数の入出金が記帳未了である。）。そのため、2023 年 1 月以降分の上記不明残及び影響額は、当該記帳業務を完了させた後に算出することが適切と考えられ、本項目においては、集計の対象としない。

勘定科目	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	合計
現金及び預金	21,859	782,857	944,720	(17,660)	(571,655)	1,160,120
特別損益	(21,859)	(782,857)	(944,720)	17,660	571,655	(1,160,120)
仮勘定（仮払金・仮受金）	(21,859)	(782,857)	(944,720)	17,660	571,655	(1,160,120)
特別損益	21,859	782,857	944,720	(17,660)	(571,655)	1,160,120

4. 貸倒引当金の設定

2 及び 3 各項の連結財務諸表に対する影響額を集計し、発生した特別損益項目を、会計上 X 氏に対する長期未収入金として認識する方針とした。併せて、現状で X 氏が行方不明であるため回収の可能性が低いと考えられることから、当該未収入金の全額に対して貸倒引当金を設定する。貸倒引当金繰入額については本調査によって集計された一連の特別損益項目と純額で表示することとする。

なお、3(2)と同様の理由から、貸倒引当金の影響額について、2023 年 1 月以降分については集計の対象としない。

勘定科目	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	合計
その他の投資（長期未収入金）	232,010	255,351	(68,360)	37,276	22,447,557	22,903,835
特別損益	(232,010)	(255,351)	68,360	(37,276)	(22,447,557)	(22,903,835)
貸倒引当金	(232,010)	(255,351)	68,360	(37,276)	(22,447,557)	(22,903,835)
特別損益（貸倒引当金繰入・戻入）	232,010	255,351	(68,360)	37,276	22,447,557	22,903,835

当該貸倒に関する損失を最終的に損金算入するには、司法機関より発行される裁判書類又は会計資料若しくは特別損失説明資料等を準備のうえ、税務当局の承認を得る必要があることから、一時差異として認識するものの、回収が困難として全額評価性引当額として計上する。そのため、この点につき直接的な連結財務諸表への影響はないと考えられる。

また、これまで営業費用として税務上損金算入されていた金額については、本項で述べた影響を踏まえると、一部特別損益として振り替えて認識されることで損金算入不可となり、企業所得税の追徴課税の可能性がある。ただし、追徴課税の可能性のある金額は、費用の振替が発生する2018年から2022年までの期間において最大でも4万元程度であることから金額的重要性に乏しく、連結財務諸表上の影響額としては集計していない。

第7 原因分析

第5のとおり、本調査の結果、本件不正に類似する事象は東洋機械（広州）以外では見当たらなかった。以下では、第4で記載した東洋機械（広州）における本件不正等に関する事実関係を踏まえ、その原因分析を行う。

1. 東洋機械（広州）における原因

(1) 単独での資金移動を可能とする体制

まず、X氏による本件不正等が行われた直接の原因は、X氏が、ネットバンキングの操作用USBキーと承認用USBキーの双方を管理し、銀行届出印等現金引出しに必要な印章を保管し、かつ小口現金が保管されていた金庫の鍵等を管理していたことから、単独での振込・引出し等の資金移動が可能であったことにある。

一般論として、操作用USBキーと承認用USBキーの2つが発行されているのは、それぞれを別人に管理させることで不正な資金移動を防ぐためであり、このことはY1氏も理解していた。そうであるにもかかわらず、Y1氏は、出張が多く自身では速やかな承認が行えない等の理由で、X氏に対し長年に渡って双方のUSBキーを管理させていた（第4の3(1)ア）。このような理由は、X氏に双方のUSBキーを管理させる合理的理由には全くならない。

また、本件不正等によりX氏が多額の振込を個人口座に行い得た背景には、第4の3(1)イのとおり、甲銀行の個人口座向け1回あたりの振込限度額が500万人民元と極めて高額に設定されていたことが挙げられる。この変更を行ったのはX氏と推認される所、振込限度額の変更に必要な印章をX氏に管理させていたことも、X氏の個人口座に対する多額の振込を許すこととなった原因といえる。

(2) X氏が経理業務を掌握しており、他の役職員からの実効的な監視がなかったこと

また、第4の3のとおり、X氏は、広州本社の支払申請から支払の実行、その後の記帳等に至るまで、全て一人で実行し又は実行し得たことも、本件不正等の原因として挙げられる。

操作用USBキー及び承認用USBキーの双方をX氏が管理していたという(1)の事実に加え、支払に関する出納帳への記帳やその後の東洋機械への報告に至る支払フロー全てをX氏が掌握していたことは、X氏による秘密裡の継続的な不正出金を可能ならしめた。総経理であるY1氏は、資金移動の根拠資料を事前に確認することもなければ、月次で事後に承認する際にも、内容を細かくは確認しておらず、提出された資料に機械的に承認印を押印していただけたように思われる。さらに、Y1氏は、2019年1月分からは甲銀行の口座に関する預金残高のWEBページを、2019年7月分以降は戊銀行及び丁銀行の口座に関する銀行預金残高証明書の原本を、それぞれ確認しなくなったのであるから、銀行預金の実在性についての東洋機械（広

州)内における監視は、この時点以降は実質的にほぼなくなったものと思われる。また、東洋機械(広州)の体制上、X氏による経理業務や銀行預金残高証明書等の管理状況を確認する従業員は他には存在していなかった。

このように、東洋機械(広州)においては、経理業務に関する権限がX氏に集中しており、X氏による経理業務の遂行に対し、東洋機械(広州)の他の役職員による実効的な監視もなされていなかった。このような事実もまた、本件不正等の重要な発生原因と考えられる。

(3) 経理規程等の内規の不存在

さらに、東洋機械(広州)には、金銭の管理及び出納に関して遵守ないし履行すべき手続を定める内規(経理規程等)は存在していない。

この点、東洋機械では、経理規程上、支払責任者と支払担当者を分離することが定められており、かつ、印章管理規程において、銀行届出印を含む印鑑の持ち出しには上長の承認が必要であること等が規定されている。このような規程は、不正な資金移動に対する事前の牽制として機能し得るものであり、東洋機械(広州)においても当該規程が策定され、かつその遵守のための措置が講じられていれば、X氏による本件不正等の発生は防ぎ得たとも考えられる。

したがって、金銭の管理及び出納に関して遵守ないし履行すべき手続を定める内規の不存在もまた、本件不正等の原因といえる。

2. 東洋機械における海外グループ会社管理上の原因

(1) 序論

1 でみたとおり、東洋機械(広州)において本件不正等が生じたのは、東洋機械(広州)において、X氏がネットバンキングの操作用USBキー及び承認用USBキーを管理し単独での資金移動が可能であったこと等のほか、東洋機械(広州)におけるX氏の経理業務に対する社内の監視が有効に機能していなかったことが一因として挙げられる。もっとも、一般論として、海外子会社内での管理監督に仮に不十分な点があったとしても、親会社による海外子会社に対する管理体制や監査体制が機能しておれば、海外子会社における不正は未然に防止される可能性はある。

しかしながら、東洋機械グループにおいては、以下に述べるとおり、親会社による海外子会社の管理体制及び監査体制にも問題が認められ、これらの問題の存在もまた、寄与度の差はあれ、本件不正等の原因となったものと考えられる。

(2) 現地法人への一任体制

第4の7(1)のとおり、東洋機械の営業本部長は東洋機械(広州)の董事長であり、東洋機械の経理部長は東洋機械(広州)の監事であったが、董事長や監事としての

業務は基本的に行われておらず、いわば名ばかりの状態であった（なお、董事長は、組織図上で東洋機械（広州）の上位に位置している営業本部の責任者（営業本部長）でもあるところ、営業本部の責任者という地位に基づき東洋機械（広州）の管理に関与した事実も認められない。）。また、東洋機械の関係会社管理規程において子会社管理を司るとされる管理本部の責任者（管理本部長）も、子会社管理に関し具体的な活動、対応等を行うことはなかった。

さらに、東洋機械において東洋機械（広州）の業況を把握することのできる会議体は、実質的には、年 2 回の各海外グループ会社との打合せ会議（第 2 の 3(2)キ）のみであり、また当該打合せ会議においては、基本的に、業績の見通しや予算等の事業面に関する事項に焦点を当てた議論がなされており、管理面の事項について議論された形跡は基本的でない¹⁶。加えて、東洋機械には、内部統制委員会、財務報告に係る内部統制委員会、コンプライアンス・リスク管理委員会等のコーポレート・ガバナンスに関する会議体が存するものの、これらは海外グループ会社管理上の問題点を大枠で議論することはあれ、東洋機械（広州）を含む海外グループ会社の現況を監視・監督することを目的とする会議体ではなく、東洋機械（広州）から問題の報告がない限り、事前に不正の芽を摘むような役割を果たすことは期待し難いものであった。

この点、第 4 の 4(2)アのとおり、Y1 氏は、遅くとも 2019 年 1 月の時点で 2018 年資金流用の事実を認識しながら、自らの管理責任を問われることを避けるため、あえて東洋機械へ報告しなかったが、これは東洋機械（広州）の運営が Y1 氏への一任体制であったからこそ生じた事象と捉えられる。東洋機械は、東洋機械（広州）のオペレーションを全て Y1 氏に一任し、そのレポーティング・ラインも Y1 氏に集約している状態であり、東洋機械（広州）に対し東洋機械の役員による日常の監視はなく、東洋機械として、東洋機械（広州）の業務執行の状況を把握する方法は、Y1 氏からの報告のみに実質的に限られていた。かかる状況を前提とすれば、Y1 氏において、都合の悪いことは本社に対し報告しないことにより容易に不適切な行為を隠蔽することができたものであるし、X 氏においては、Y1 氏さえ抑えれば不正出金等を自由に行えるとの考えを抱いていた可能性さえある。

なお、東洋機械の役員としても、東洋機械（広州）を含む海外グループ会社の管理につき、その問題点・必要性を認識していなかったわけではない。第 4 の 7(4)のとおり、東洋機械の監査役及び監査役会は、かねてより、東洋機械の海外子会社管

¹⁶ 例外として、2022 年 9 月 12 日の東洋機械（台湾）との打合せにおいては、東洋機械の管理本部長が Y1 氏に対し、「今年の春に常熟で不正があったが、各現法で気になる事、通報的な事とか、不正的な事があれば、代表に報告していただき、代表から本社へ報告があるという風にしっかりとさせていただきたい。現状何か気になる事はないか？」と尋ねており、これに対し Y1 氏は特にない旨回答している。もっとも、このような抽象的な質問を口頭で 1 回行うのみでは、親会社による実効的な子会社管理を行うことはできない。

理が不十分であり改善を要することを指摘してきた。2022年に、東洋機械（常熟）における収賄の問題等が発覚した際には、東洋機械（常熟）のみに関する問題ではなく、海外子会社全般に対する管理の問題としてとらえるべきである旨の緊急提言もなされ、これを受けて東洋機械の経営陣も取締役会や監査役との対話等を通じて、海外子会社管理の検討を一定進めてきたものと思われる。しかしながら、ヒアリング及び開示された取締役会議事録等を確認する限り、東洋機械の経営陣としては、少なくとも東洋機械（常熟）以外の海外グループ会社の管理に関する事項につき、優先度をもって対応してきたとはいえず、むしろ問題が発生（発覚）していない海外グループ会社に対する管理検討は、他の経営課題よりも後回しにされてきたように思われる。事実、2020年7月の時点で既に、監査役からは海外グループ会社の管理上の問題点を指摘されていたにもかかわらず、2022年7月の段階でも、同問題点については「現在検討段階」というステータスとなっている。また、東洋機械（常熟）の不正発覚を受け、東洋機械（常熟）以外の海外グループ会社におけるガバナンス体制に関する網羅的なチェックが実施された形跡もない。

一般論として、海外子会社に親会社から一定程度独立して、経営上の自主性を持たせること自体は否定されるものではないが、当然のことながらそれは親会社による一定の監督を前提とするものであって、自主性を尊重することと放任とは全く異なる。残念ながら、東洋機械は、管理の必要性については抽象的に認識していたものの、東洋機械（広州）のオペレーションを、Y1氏をはじめとする東洋機械（広州）に放任していたものと評価せざるを得ない。

(3) 海外グループ会社管理に関する責任部署・役割分担が曖昧であったこと

また、ヒアリングを通して、東洋機械においては、東洋機械（広州）に対する親会社管理の役割分担が曖昧であったことが確認された。

第2の1(1)のとおり、東洋機械の関係会社管理規程において、関係会社管理の責任部署は管理本部とされているが、他方で組織図上は、東洋機械（広州）は、東洋機械と法人格は別でありながらも、東洋機械の営業本部の一部門である中国営業部の下部組織として位置付けられており、営業本部（長）がその統括管理を行うべきとの解釈もあり得た。また、こうした資料上の齟齬だけではなく、実際にも、東洋機械の管理本部長と営業本部長とは、誰が東洋機械（広州）の管理を行っているか、行うべきかについて認識の齟齬が見られたところであり、このような認識の齟齬が資料上にも現れているといえる。

さらに、東洋機械の経理部は、経理規程上、グループ会社の経理業務の指導をその業務としており、また、経理責任者である経理部長は、関係会社の財務管理を含む経理業務を統括するものとされている。経理部としても、東洋機械（広州）に対し経理面での指導をしなければならないとの認識はあったようであるが、実際には、

東洋機械に提出される月次の事業成績表等を誰が作成しているのか、現地監査人がどの程度の頻度で銀行預金残高証明書を確認しているのかといった点に関する正確な理解を欠いた状態のまま、東洋機械（広州）に係る銀行預金残高証明書等の確認を基本的に行わず、月次で送付されてくる事業成績表と出納帳のみの確認を行っていた。

このように東洋機械においては、東洋機械（広州）に対して、誰が、どのような事項について、具体的にどのように管理をすべきかについて曖昧な部分があり、その結果、誰かがやっているだろうとの認識が醸成され、結局、誰も管理をしていなかった（東洋機械（広州）のオペレーションに一任した）という状況が生まれた側面は否定できないように思われる。

(4) 銀行預金残高証明書等を基礎にした確認がなされていなかったこと

第4の7(2)のとおり、東洋機械の経理部は、2022年7月に、2022年3月末日時点の海外グループ会社の銀行預金残高証明書等の提出要請を行った以外には、東洋機械（広州）の銀行預金残高証明書等の資料を確認していなかった。また、第4の7(2)イのとおり、2022年7月の当該提出要請の際にも、銀行預金残高証明書以外の入出金明細データ等の提出を許容したため、本件不正等に用いられた甲銀行の口座についてはX氏が加工した管理表が提出される結果となり、それゆえ東洋機械の経理部は、甲銀行の口座について、銀行預金残高証明書を基礎とした確認を行わなかった。このような管理の実態に加え、本件不正等が現に発生してしまったことも踏まえると、東洋機械（広州）の銀行預金残高の実在性について、東洋機械は十分な確認を行っていなかったものと評価せざるを得ない。

仮に東洋機械が、月次又は少なくとも四半期のペースで、東洋機械（広州）に対し、銀行預金残高証明書等信頼できる根拠資料の提出を要請しこれを確認しておれば、銀行預金残高証明書等が示す預金残高と会計帳簿上の預金残高との不一致を発見することができ、これによって本件不正等の少なくとも一部を防止することができた可能性はある。その意味で、東洋機械（広州）に対し銀行預金残高証明書等の提出が求められておらず、東洋機械においてその確認がなされていなかったという事実は、本件不正等の原因の一つとして位置付けられるものである。

この点、東洋機械の経理部は、海外グループ会社は現地監査人の監査を受けており、その際に銀行預金残高証明書の確認を受けているものと考えていた旨や、東洋機械（広州）では会計事務所に代理記帳を依頼していたと考えていた旨を述べる。

しかしながら、第4の3(5)のとおり、東洋機械（広州）の現地監査人が東洋機械（広州）に対して行っていたのは年次監査のみであり、銀行預金残高に対する監査については、年度末（毎年12月末）の銀行預金残高証明書上の金額と会計帳簿上の金額との照合を行うことを基本としていた（東洋機械（広州）と現地監査人との契

約上も、中国における会計監査の実務上も、かかる監査方法そのものには合理性がある。)。また、東洋機械（広州）はそもそも会計事務所に代理記帳を依頼しておらず、当然、銀行預金残高証明書を会計事務所が月次で確認することもなかった。要するに、東洋機械の経理部の「考え」は実態に沿うものではなかったのであるが、このように、東洋機械（広州）における預金残高の確認実務の正確な把握が行われていなかったことは、これが銀行預金残高証明書等の提出要請の不存在につながったことを踏まえると、本件不正等の原因の一つと捉えられるものである。

(5) 監査室監査に不十分な点があったこと

第2の3(3)アのとおり、東洋機械の監査室は、全社統制チェックリスト及び業務監査調書の更新を随時行い、各被監査部門に特有のリスク事項についても追加業務監査調書を作成し対応する等、現行の2名体制を前提とすれば相応の監査業務を行ってきたものと評価できる。

しかしながら、本件不正等の発生を踏まえると、監査室による内部監査には不十分な点があったこともまた否めない。まず指摘できるのは、海外グループ会社に対する質問事項及び調査事項において、ネットバンキングに関し、操作用 USB キー及び承認用 USB キーの管理者は誰かという事項を含めていなかった点である¹⁷。この質問等がなされていれば、Y1 氏の回答を通じて東洋機械（広州）における USB キーの管理状況が明らかとなった可能性が全くないとまではいえない。

無論、上記の点を質問事項等に盛り込んだとして、これに対し回答者が正確な回答をしなければ、監査室による質問等は不正の防止又は発見の手段としては十分に機能しない。第4の4(2)オのとおり、現に Y1 氏は、東洋機械の監査室からの一部の質問に対して不正確な回答を行っている。

もっとも、監査室からの質問等に対し不正確な回答がなされるリスクは一般的抽象的に存在するものである。そうしたリスクが存在する以上は、回答内容の信憑性を確認するという観点から、監査室としても、一定の範囲で客観的な資料の確認を行うべきであった。しかしながら、東洋機械（広州）に対する内部監査においては、少なくとも直近2年間のWEB監査の際には、東洋機械（広州）保有の銀行口座に係る銀行預金残高証明書のサンプルチェックは行われておらず、「預金残高は日々の記録と照合して日次で管理しているか」等の質問に対する回答の確認が行われたのみであった。第4の7(3)ウのとおり、現地監査を行っていた際には銀行預金残高証

¹⁷ 監査室は、監査項目を検討するにあたり「海外監査の手引き」（月刊監査研究 508号 54頁）を参照していたところ、当該文献では、ファームバンキングの統制状況に関して、「送金登録者と承認者の分離等、相互牽制が働いているか（一人で全部をできないようになっているか）」がチェックポイントとして挙げられており（64頁）、また、小口現金に関しては、「残高実査を行っているか」がチェックポイントとされるとともに、「金庫内部の確認は必須」とも記載されている（63頁）。もっとも、監査室がこの文献を確認したのは、2022年6月の東洋機械（広州）に対する監査の後である。

明書のサンプルチェックが行われていたことも踏まえると、東洋機械の監査室は直近2年間のWEB監査においても銀行預金残高証明書のサンプルチェックを行うべきであったと考えられ、これが実施されていれば、本件不正等がその時点で発覚していた可能性は否定できない。

この点、東洋機械の監査室は、東洋機械の経理部が東洋機械（広州）を含む海外グループ会社の預金の管理状況を確認していると認識していたとのことであるが、そのような認識だったのであれば、海外グループ会社の預金について東洋機械の経理部が具体的にどのような管理を行っているかをまず具体的に把握すべきであるところ、東洋機械の監査室がこの点を具体的に把握した形跡は認められない（仮に把握していたのであれば、東洋機械の経理部が銀行預金残高証明書による残高把握を行っていないことを監査室として認識していたはずである。）。このような把握がなされていなかった点も問題点として指摘し得るところである。

以上のとおり、東洋機械の監査室による監査については、本件不正等を踏まえると必ずしも十分でなかったと評価せざるを得ない面があり、その意味での監査の不十分性もまた、本件不正等の原因と位置付けられるものである。

なお、本調査の過程において、監査室が東洋機械の経理部に対して実施した2022年10月12日付の内部監査に係る業務監査追加チェックリストを確認したところ、以下のような記載が見受けられた。

確認事項	回答（Z1氏）★監査室コメント
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地法人における経理業務は「現地の従業員」と思いますが、各現法の経理担当者との情報交換はありますか。 ・ 会計監査事務所の情報は、どのように管理されますか。 <p>また、現法の現地預金口座は代表者が管理していますが、その管理状況を把握していますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期決算ごとに現地法人の決算資料を入手し、不明点はメールにて質問している。 ☆質問の記録を確認させてください。 ★担当者から英文メールにて上長を経由して確認。 ・ 会計事務所が作成した決算情報は経理部のフォルダに保管している。 ☆内容を評価されていますか？ ★バランスシートのエラー等、訂正を要求、指導している ・ 現状は四半期ごとの決算資料で把握している。今後は、実際の入出金が閲覧できるシステムを導入し、より詳細に管理していく。 ☆把握している状態を確認させてください

	<p>い。</p> <p>★経理で確認後、会計士および監査法人でチェックしている</p>
--	--

この点、当委員会が確認したところによれば、「また、現法の現地預金口座は代表者が管理していますが¹⁸、その管理状況を把握していますか。」との監査室の質問に対し、監査室としては、「経理で確認後、会計士および監査法人でチェックしている」というのが経理部の回答であると認識しているのに対し、経理部は、「当該回答は連結決算の会計処理についてのものであり上記質問に対する回答ではない」と述べている。要するに、どの回答がどの質問に対応するのかという点について質問者と回答者との認識に齟齬が生じていることになるが、監査に関しこのような齟齬が生じることは適切とはいえず、この点も併せて指摘しておく。

¹⁸ なお、東洋機械（広州）の実態等に鑑みると、海外グループ会社の銀行口座を代表者が管理しているという前提自体から質問内容を検討すべきであったように思われる。

第8 再発防止策

第7で検討した本件不正等の原因分析を踏まえ、当委員会としては、本件不正等が発生した東洋機械（広州）を中心に、海外グループ会社において不正を発生させないための再発防止策を以下のとおり提言する。

1. 東洋機械（広州）等海外グループ会社における再発防止策

(1) 単独での資金移動等を可能とする要因の除去等

X氏が本件不正等に及ぶことができた背景には、ネットバンキングを利用した振込業務、銀行窓口での現金引出業務及び小口現金の引出業務をX氏が単独で実行できたという環境的な要因が存在する。東洋機械（広州）における不正の再発防止のためには、少なくとも当該要因の除去が必要である。

この点、ネットバンキングを利用した振込業務をX氏が単独でなし得ていたのは、東洋機械（広州）の広州本社において、ネットバンキングの操作用USBキーと承認用USBキーの双方をX氏が管理していたためである。東洋機械によれば、東洋機械（広州）の広州本社では、現在、両USBキーはそれぞれ別人が管理しているとのことであるが、かような管理体制は今後も徹底して継続される必要がある¹⁹。また、東洋機械（広州）保有の銀行口座から同社の役職員の個人口座への資金移動については、少なくとも取引先への支払を理由とするものに関しては、当該個人口座における会社資金の私的流用のリスクが存することに鑑みると、これを禁止する等の措置を速やかに検討し実施する必要がある。併せて、個人口座に対する多額の振込を行い得ないように、東洋機械（広州）保有の口座（特に甲銀行の口座）から個人口座への振込限度額の変更も速やかに検討し実施する必要がある。

次に、銀行窓口での現金引出業務及び小口現金の引出業務をX氏が単独でなし得ていたのは、東洋機械（広州）の広州本社において、法定代表印等当該引出業務に必要な印章及び小口現金が保管されている金庫の鍵等をX氏が管理しており、それゆえX氏が自由にこれらを使用し得たためである。東洋機械（広州）においては、今後速やかに、銀行届出印及び公印並びに金庫の鍵等の管理方法を見直し、役職員が単独でこれらを使用することのできない体制を構築する必要がある。

以上の点については、東洋機械（広州）の広州本社のみならず、同様の環境的問題の発見されている重慶分公司はもとより、他の海外グループ会社においても適切に対応される必要がある。

¹⁹ ネットバンキングの操作用USBキーと承認用USBキーの双方を同一人物が管理してはならない旨の規定を含む内規は、東洋機械（広州）においては勿論、東洋機械においても見当たらない。上記の定めを置く内規の作成等を通じて、USBキーの管理体制に関する意識の涵養を図ることも一案である。

(2) 振込等に関する手続の整備と東洋機械（広州）内における牽制

第7の1(1)乃至(3)で述べたとおり、東洋機械（広州）には、金銭の管理及び出納に関して遵守ないし履行すべき手続を定める内規は存在しておらず、同一人物が支払に関する経理業務を掌握していた。東洋機械（広州）においては、今後速やかに、経理規程の作成等を通じて、金銭の管理及び出納に関する手続や遵守事項等を明確化し、同一人物によって支払に関する経理業務が完結することを防止するための制度的な仕組みが構築される必要がある。本件不正等の内容に鑑みれば、明確化されるべき手続や遵守事項等には、出納担当者が金銭の支払を行う場合における出納責任者の承認取得に関する手続や、銀行窓口での現金引出しに必要な印章の使用・保管に関する手続及び出納者と記帳者との兼務禁止を最低限含める必要がある。

加えて、金銭の管理及び出納に関する手続等が形骸化することを避けるためには、当該手続等の遵守がなされているか否かを、東洋機械（広州）の内部において確認するという方法を通じた相互牽制を図ることが重要である。遵守状況の確認方法としては、下図の右欄記載の方法が例として考えられるところであり、東洋機械（広州）においては、今後速やかに、上記牽制のための方法を、頻度も含めて検討のうえ（出納担当者を複数設置できるのであれば、出納担当者間の相互確認という方法も有用である。）、内規の作成等を通じて当該方法を明確化する必要がある。

現金の実在性等	<ul style="list-style-type: none">・出納担当者が会社内金庫にある現金の残高と帳簿上の残高との一致を確認し、確認結果を「現金実査表」等に記載する。・出納責任者が「現金実査表」等を確認し、承認する。
預金の実在性等	<ul style="list-style-type: none">・出納担当者が、銀行預金残高証明書入手し、口座ごとに会計帳簿上の預金残高と照合のうえ、照合結果を記載した「銀行口座一覧表」等を作成する。・銀行預金残高証明書上の預金残高と会計帳簿上の預金残高との差異が存する場合、その差異が合理的かどうか確認し、その結果を「銀行残高調整表」等に記載する。・出納責任者は「銀行口座一覧表」等及び「銀行残高調整表」等を確認し、承認する。
出金の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・出納担当者は、金銭の支払にあたり、支払先を担当する職員から注文書、納品書、請求書等を取得する。・ネットバンキングによる支払の場合、出納担当者は支払証書を印刷して保存する。

・ 出納責任者は、出納担当者が取得した書類を確認し、出金を承認する。

なお、東洋機械（広州）以外の海外グループ会社については、今後速やかに、金銭の管理及び出納に関する手続等が内規等により明確化されているか否かを確認のうえ、明確化されているのであればその内容を検討し、明確化されていないのであれば、海外グループ会社の実態等を踏まえ、あるべき手続等の内容を検討のうえ、内規等の作成を通じ明確化を図るべきである。

2. 東洋機械における再発防止策－管理体制の強化に関する事項

(1) 海外グループ会社管理の責任部署の明確化

第7の2(3)で述べたとおり、東洋機械においては、海外グループ会社の管理主体がいずれの部署であるのかが曖昧な状態となっており、こうした曖昧な状態が、東洋機械（広州）の運営を現地代表者である Y1 氏に「丸投げ」する下地となっていたことも踏まえれば、東洋機械における海外グループ会社の管理について責任を負う部署（既存の部署の中から選択するか、当該責任を負う部署を新設するかを問わない。また、管理の対象となる事項ごとに責任を負う部署を定めるという方法もあり得る。）及び担当の取締役をまず明確に定め、その定めに従って組織図及び内規を変更すべきである。海外子会社の管理に関しては、2022年7月26日付の監査役会緊急提言において、「子会社管理（特に海外現地法人）については、親会社での責任部署が不明確であるケースが見受けられる」として、子会社の管理責任者（取締役）を明確にするよう求められていることも踏まえると、速やかな検討と対応が必要である。

なお、(2)で述べるとおり、海外グループ会社に対する管理体制強化の一環として経理面に対する管理体制の強化が挙げられる以上、海外グループ会社の管理に関し、経理部又は経理の知見を有する人材の関与は必要不可欠と考えられる²⁰。

(2) 経理面に対する管理体制の強化

本件不正等の内容に鑑みると、本件不正等の再発防止のためには、海外グループ会社の経理面に対する監視の強化が重要といえる。

この点、海外グループ会社がそれぞれ用いる銀行口座を東洋機械において直接監視できるのであれば、その監視を通じて不正を把握できる可能性があるのみならず、

²⁰ 東洋機械では、2019年まで、関係会社経理グループという、海外グループ会社を含む東洋機械の関係会社の経理を管理する部署が存在していたが、担当者の定年退職に伴い、同グループは2019年6月に廃止された。かかる関係会社経理グループを改めて設置することも一案としては検討に値するが、かかる方法をとるか否かにかかわらず、重要なことは、責任部署・責任範囲の明確化及び東洋機械内での共通認識化であろうと思われる。

監視されている事実自体が不正に対する抑止力となることを期待できるところ、第4の7(2)ウで述べたとおり、東洋機械は、2023年2月28日、己銀行との間で、預金残高のみならずリアルタイムの入出金履歴の確認が可能な、銀行口座のモニタリングサービスである「XXXXXXXXXX」の導入に関する契約を締結済みである。したがって、東洋機械においては、モニタリングの対象となる口座を特定のうえ、同サービスの利用を速やかに開始すべきである。なお、同サービスについては、サービス対象となる銀行口座の資金移動につき、一定額以上のものを親会社の承認対象とすることで物理的に海外グループ会社単体での資金移動をコントロールする機能も追加できるとのことであるが、かかる機能の追加以前にまずは、速やかなモニタリング体制の導入を開始することを優先するべきである。

また、海外グループ会社の経理面を管理する部署においては、現金の実在性、預金の実在性、出金の妥当性等に関する定期的な確認を行うべきである。当該確認の方法としては、下図の右欄記載の方法が例として考えられるところであり、東洋機械においては、今後速やかに、上記確認の方法並びに確認の対象となる資料及び出金の範囲を、確認の頻度等を踏まえ検討のうえ、内規の作成等を通じて当該方法を明確化する必要がある（上記の検討にあたっては、海外グループ会社に対する現地監査人による監査の範囲・方法を把握しておくことも重要である。）。なお、現金及び預金を対象とした確認については、実効的な管理を行うという観点からは、月次で実施されることが望ましい。

現金の実在性等	・現金実査表について、必要な記載項目の有無及び責任者の承認の有無を確認する。
預金の実在性等	・銀行預金残高証明書（モニタリングの対象となる銀行口座については、モニタリングにより把握できる銀行預金残高）について、「銀行口座一覧表」及び「銀行残高調整表」との整合性並びに責任者の承認の有無を確認する。
出金の妥当性	・特定の出金について出納担当者が受領又は保存した書類の内容及び出納責任者による承認の有無を確認する。

(3) 監査室による監査体制の強化等

第4の7(3)イで述べたとおり、監査室による東洋機械（広州）に対する監査においては、ネットバンキングの操作用 USB キー及び承認用 USB キーの管理者が同一人物となっていないかといった点がチェック対象に含まれていなかった。

この点、監査室が2022年12月に東洋機械（常熟）に対して実施した監査に係る

全社統制チェックリストには、「金庫の開閉及び鍵の保管は、特定の者が行っているか」との質問が盛り込まれており、その「補足説明」として、「銀行口座はネットバンクの場合、パスキー管理者は代表となっているが、代行させる場合が無いか確認する」と記載されている。この質問等は、ネットバンキングに係る操作用 USB キー及び承認用 USB キーの管理に関する事項を含むものとはいえ、本件不正等の内容に鑑みると、両 USB キーの管理を誰が行っているかという点を直截に確認すべきであり、このような確認は、今後、東洋機械（広州）を含む全ての海外グループ会社に対して実施されるべきである。

併せて、東洋機械の監査室においては、今後速やかに、本件不正等の内容も踏まえ、全社統制チェックリストのチェック項目及び業務監査調書の調査内容の精査と充実化を行うべきである（なお、当該精査等に際して外部有識者を活用することも検討されるべきである。）。また、上記のチェック項目等の充実化にあたっては、1(2)で記載した海外グループ会社内における相互牽制が機能しているかを確認するための項目等や、(2)で記載した経理面に関する確認方法の履践状況を確認するための項目等の設置も検討されるべきである。

なお、第7の2(5)で述べたとおり、監査室が質問した事項に対し監査対象者が回答をしていないにもかかわらず、監査室としては回答がなされたものと取り扱った例が確認されている。このような齟齬が生じないよう、例えば、質問欄と回答欄を一対一対応にする等、業務監査調書等の形式の修正もあわせて検討されるべきである。

さらに、監査室による監査においては、質問（ヒアリング）に加えて証拠の入手と確認も重要である。第4の7(3)ウで述べたとおり、監査室は、少なくとも新型コロナウイルスの感染拡大後においては、東洋機械（広州）の銀行口座に係る銀行預金残高証明書の確認を行っていなかったところ、本件不正等の発生の事実を踏まえると、今後は、監査室による銀行預金残高証明書の確認は一定の範囲で必要と考えるべきであるし、銀行預金残高証明書以外にも、現金の实在性等、預金の实在性等及び出金の妥当性に関する資料を監査室の立場から確認することも必要と考えられる。上記のチェック項目等の検討とあわせ、確認対象とする資料の範囲、確認の頻度、確認の方法（精査か試査か）等の検討も、今後速やかに行われるべきである。

加えて、海外グループ会社に対する監査にあたっては、現地監査人との密接なコミュニケーションを通じて当該会社の問題点等を把握するといった方法を意識すべきである。なお、現地監査人がどのような問題点を把握し得るかを判断するにあたっては、当該現地監査人がどのような範囲・方法で監査を行っているか等を理解することも当然必要である。

(4) 人員体制の強化等

経理面に対する管理強化や監査室による監査体制の強化を実行する場合、当該管理及び監査に係る業務の増加は不可避と考えられる。

この点、監査室については、2022年7月26日付の監査役会提言の時点で、「監査室の増員及び育成について検討されることが望ましい」との意見が監査役会から述べられていたところ、今後さらに業務が増加するとなれば、人員増加の必要性はさらに高まる。また、海外グループ会社の管理に関し、経理部又は経理の知見を有する人材の関与が必要不可欠であることは(1)で述べたとおりであるところ、東洋機械の経理部は、経理関連の業務が今後増加するのであれば経理の人員を増やす必要があると述べている。

以上も踏まえると、(2)及び(3)で述べた再発防止策を実効的なものとするためには、少なくとも経理部（経理の知見を有する人材）及び監査室の人員増強が必要と考えられる。東洋機械の経営陣も、人員体制強化の必要性は本件不正の発覚前から認識していたところ、このような強化が一朝一夕でなし得るものでないことは当委員会としても理解できるが、本件不正等の発生を踏まえ、当該強化に向けたより積極的な施策を検討、実施すべきである。また、人員体制の強化にあたっては、外部からの人材獲得のみならず、内部の人材育成を通じた中長期的な視点での強化も重要である。

(5) 管理キャパシティを踏まえた海外展開の検討

海外における子会社又は営業所の設置を通じた海外展開が、ビジネス上の観点から必要な場合があることは当委員会も全く否定しない。もっとも、海外子会社等が東洋機械による管理可能な数を超過する事態は避けるべきであり、そのような状態を、ビジネス上の必要性という理由のみをもって正当化することは困難である。

本件不正等の発生を受け、東洋機械の経営陣からは、海外グループ会社の統合に関する意見も述べられていたが、こうした統合や海外グループ会社の保有する銀行口座の整理も含め、東洋機械による管理キャパシティという観点から、子会社等の数を含めた海外展開の在り方が検討されるべきである。

3. 東洋機械における再発防止策－管理体制の強化以外の事項

(1) 「バッド・ニュース・ファースト」の意識の徹底等

本件不正等が2023年5月に至るまで発覚しなかった要因の一つとして、2018年資金流用の事実をY1氏が把握しながら、自らの管理責任が問われること等を懸念し、当該事実を東洋機械に報告しなかったという点が挙げられる。当該事実が東洋機械に適切に報告されていれば、ネットバンキングの操作用USBキーと承認用USBキーの双方をX氏が管理していた事実を東洋機械が把握し、その時点で当該

管理状況が改善していた可能性は相応に存したものと考えられる。

この点、東洋機械としては、2 で述べた管理体制強化を講じるとしても、関係会社の事業上の問題が当該関係会社から適時適切に報告されなければ、東洋機械において当該問題を適時適切に把握することは困難であり、その意味で、適時適切な報告体制の構築及び維持は極めて重要な課題といえるところ、2018年資金流用の事実のようなバッド・ニュースに関しては、その報告に対する躊躇が生じるであろうことは合理的に予測できる。この点、東洋機械の内部統制委員会においては、本件不正発覚以前から、バッド・ニュース・ファーストの意識付けについて議論はされていたが、今後はその議論を加速させて具体策の検討を行い、当該具体策の実施を通じて、「バッド・ニュース・ファースト」の意識の重要性を東洋機械グループ全体に浸透させ、その意識の徹底を図る必要がある。

なお、東洋機械金属グループ行動基準には、当該「基準に違反し、あるいは違反の疑いがある場合」には、速やかに上司又は通報窓口連絡するとの定めが存するものの、「バッド・ニュース・ファースト」を直接定めた規定は存在しない。そのような規定を東洋機械金属グループ行動基準等に新設し、それと同時に、「バッド・ニュース・ファースト」に関するメッセージを東洋機械の経営陣が全従業員に対して改めて提示するという方法も検討されるべきである。

(2) コンプライアンス及び内部統制に関する研修等の実施

本件不正等は、その舞台となった東洋機械（広州）から見ればコンプライアンスの問題に位置付けられる。東洋機械（広州）を含む海外グループ会社に対しては、本件不正等を踏まえたコンプライアンスに関する教育研修を定期的実施すべきである。なお、第4の4(2)ウで述べたとおり、X氏は東洋機械（広州）の役職員から頻繁に金銭の借入を行っていたが、そもそも役職員間の金銭借入自体、後のトラブルの原因となり得ること等を踏まえると適切な行為とはいえない。コンプライアンス研修等においては、役職員間で金銭の貸借を行わないよう要請することも考えられる。

また、海外グループ会社の管理を行う部署に対しては、内部統制に関する定期的な教育研修を実施し、内部統制に関する知識・理解の深化に努めるべきである。加えて、内部統制に関する教育研修は東洋機械の役員（特に、海外グループ会社の管理を担当することになる取締役）に対しても定期的実施し、他社（とりわけ同業他社）で生じた不正の事案も参考にしながら海外グループ会社の管理の在り方を見直すことの契機とすべきである、

加えて、東洋機械（広州）におけるY1氏のように、海外グループ会社の事実上のトップに就任する役職員に対しては、その就任前から、コンプライアンスや内部統制に関する教育研修を集中的に実施し、当該役職員による直接の確認が不正に対す

る牽制となることを十分に理解させるべきである。また、こうした教育研修は、トップに就任して以降も定期的実施されるべきである。

(3) 海外グループ会社従業員も利用できる内部通報制度の策定

第4の4(1)で述べたとおり、東洋機械（広州）の従業員（X氏を除く。）は、いずれも、本件不正の発覚前には本件不正等の事実を認識していなかった。その意味で本件不正等は、内部通報制度によってその回避が図れた事案とは言い難いが、第7の2(2)で述べたとおり、東洋機械（広州）から東洋機械へのレポーティング・ラインは事実上 Y1 氏からのみに限定されていたことにも鑑みれば、今後の不正発生を防止し又は早期に発見する手段として、海外グループ会社の役職員も実質的に利用可能な内部通報制度が有用であることは言うまでもない。

この点、(1)で述べたとおり、東洋機械金属グループ行動基準には、当該「基準に違反し、あるいは違反の疑いがある場合」には、速やかに上司又は通報窓口連絡するとの定めが存する。海外グループ会社においては、翻訳された当該行動基準の読み合わせが実施されており、これを通じて内部通報制度の存在自体は海外グループ会社の従業員にもある程度は認識されているものと考えられる（実際、東洋機械（広州）の従業員に対するアンケートでは、回答者 21 名中 13 名の従業員が、同社の従業員が利用可能な東洋機械の内部通報窓口を知っていると回答している。）。

しかしながら、東洋機械の内部通報窓口（東洋機械内の担当者、日本の法律事務所等）は、基本的に日本語を用いた通報を想定したものとなっており（東洋機械において、海外グループ会社を対象にした、多言語対応のいわゆるグローバル内部通報窓口は設置されていない。）、日本語を使えない海外グループ会社の従業員から通報を受けたとしても、言語上の問題から、当該窓口において通報内容を十分に理解し、通報内容を踏まえた対応をなし得るのかという点には疑義が存する。内部通報制度を実効的なものとするためには、日本語を用いることのできない海外グループ会社の従業員からの内部通報にも対応できる仕組みの構築が重要であり、今後速やかに、こうした体制構築に関する検討がなされるべきである。

第9 総括

本件不正等は、東洋機械（広州）の現預金の管理を一手に担っていた X 氏が実行した結果として生じたものである。当然のことながら、現預金の管理を X 氏が一手に担っていたという事実は、X 氏による本件不正等を何ら正当化するものではない。本件不正等に及んだ X 氏の責任は重大である。

もっとも、本調査によって判明した X 氏の不正行為等は、東洋機械（広州）内部において X 氏の行為を監視できる体制が整っていれば、あるいは、東洋機械によって東洋機械（広州）の経理面に対するより詳細な管理がなされていれば、あるいは、海外の子会社においてあり得る不正リスクを踏まえたより詳細な内部監査がなされていれば、未然に防ぐことができたかもしれず、また未然に防ぐことまでは難しくとも、より早期に発見することは可能であったかもしれない。その意味で、本件不正等については、東洋機械（広州）に対する管理の不十分性がその発生及び拡大に寄与したという側面のあることもまた否定できない事実である。

海外グループ会社を多数有する東洋機械にとって、海外グループ会社に対する管理の問題が経営上重要な課題であることは言うまでもない。東洋機械の経営陣もその重要性に関する認識は有しており、実際、海外グループ会社のトップを定期的に入れ替える案も検討していたが、それを可能にするだけの人材が揃わなかったという意見も東洋機械の経営陣からは聞かれた。また、監査室についても、チェック項目の充実を図る等、より適切な内部監査の実施に向けた努力の跡が見られるところである。

もっとも、東洋機械の経営陣は、本件不正等の存在が明らかとなった以上、海外グループ会社の管理体制が必ずしも十分とはいえないという事実を改めて真摯に受け止め、不正の発生防止に向けた適切な管理体制の構築を東洋機械グループにおける経営の最重要課題の一つと位置付けたうえ、実効的な再発防止策の検討とその実施に取り組まなければならない。このような取組みは、東洋機械グループに対する市場からの信頼を回復し企業価値を維持向上させるためには欠かせないものである²¹。東洋機械の経営陣が、今後この点を十分に肝に銘じたうえでその職責を果たすことを当委員会としては期待するものである。

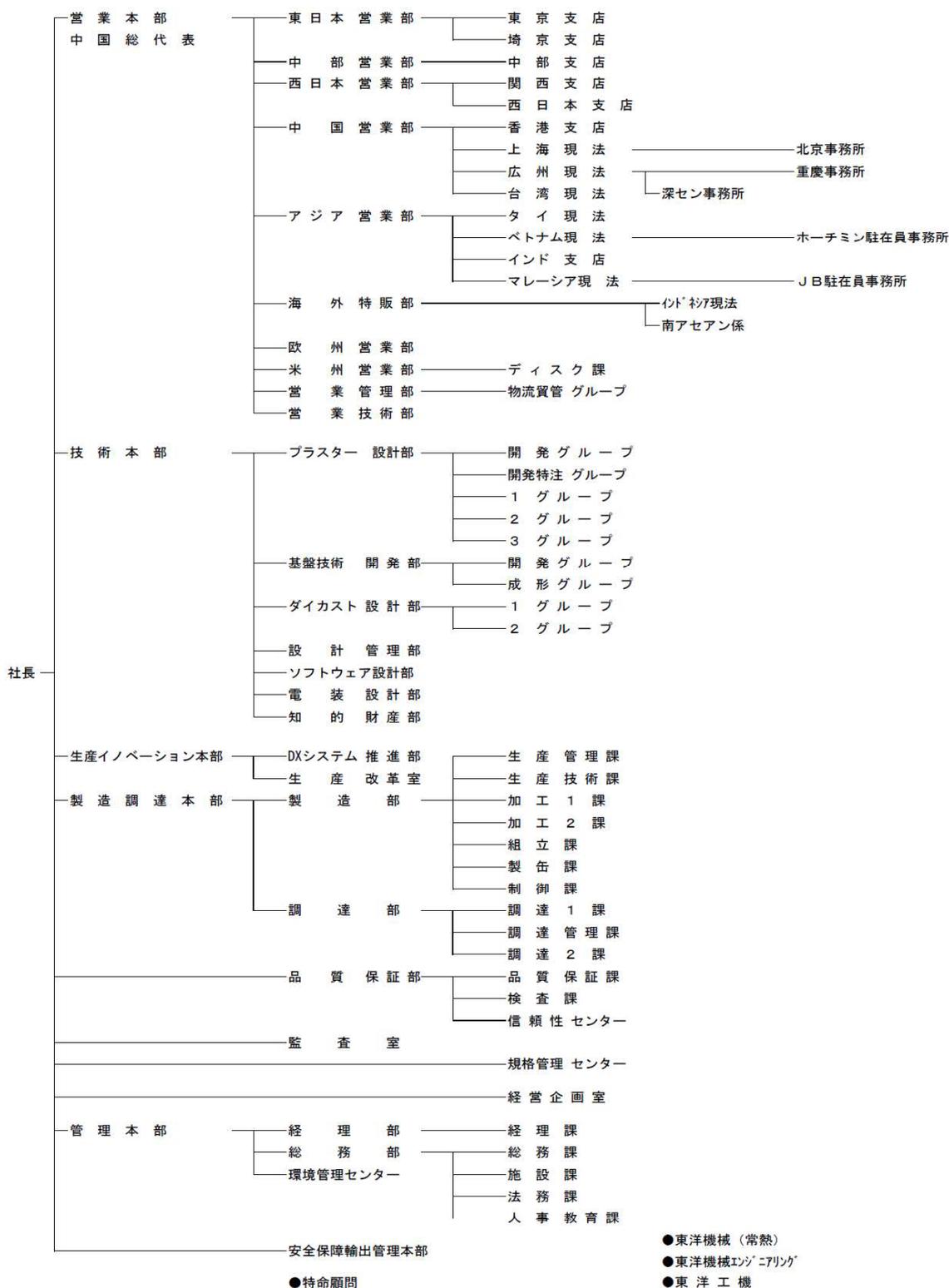
以 上

²¹ なお、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」においては、リスクの評価と対応が内部統制の基本的要素の一つに位置付けられている。当該基準は現在改定が予定されており、現時点における当該基準の改定案 (<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230407/3.pdf>) では、評価の対象となるリスクには不正に関するリスクも含まれる旨が明示されている。

【別紙一覧】

別紙	名称
別紙 A	東洋機械組織図
別紙 B	東洋機械（広州）銀行口座一覧
別紙 C	フォレンジック対象者及び対象物一覧
別紙 D	ヒアリング対象者一覧

東洋機械組織図



フォレンジック対象者及び対象物一覧

番号	対象者	枝番号	対象物	データ入手 ²²	解析 ²³
1	X氏	1	ラップトップ(現在)	Y	Y
		2	ラップトップ (旧#1)	Y	Y
		3	ラップトップ (旧#2)	N (ハードドライブ故障)	N/A
		4	USB	Y	Y
		5	中国サーバー内 E メール	Y	Y
2	Y1氏	6	ラップトップ (現在)	Y	Y
		7	X氏との iMessage (現在の携帯電話)	Y	Y
		8	X氏との iMessage (旧携帯電話)	Y	Y
		9	ラップトップ (旧#1)	Y	N (古い PC のため解析対象とせず)
		10	ラップトップ (旧#2)	Y	N (同上)
		11	ラップトップ (旧#3)	Y	N (同上)
		12	ラップトップ (旧#4)	N (現在のラップトップにデータ移行済み)	N/A
		13	中国サーバー内 E メール	Y	Y
		14	日本サーバー内 E メール	Y	Y
3	Y6氏	15	デスクトップ (現在)	Y	Y

²² 「データ入手」欄における「Y」は、対象物からデータが入手できたことを示し、「N」は、対象物からデータを入手しなかった又は入手できなかったことを示す。

²³ 「解析」欄における「Y」は、入手したデータの解析が実施できたことを示し、「N」は、入手したデータの解析を実施しなかった又は実施できなかったことを示す。

		16	X 氏との iMessage	Y	Y
		17	X 氏と Y5 氏との iMessage グループチ ャット	Y	Y
		18	デスクトップ (旧)	Y	N (古い PC のため解析対 象とせず)
		19	デスクトップ (新)	N (未使用)	N/A
		20	中国サーバー内 E メール	Y	Y
4	Y3 氏	21	デスクトップ (現在)	Y	Y
		22	WeChat での会話	Y	Y
		23	中国サーバー内 E メール	Y	Y
5	Y2 氏	24	デスクトップ (現在)	Y	Y
		25	日本サーバー内 E メール	Y	Y
		26	会社携帯上の WeChat、登録済み連 絡先、通話履歴、 SMS 及びファイル	Y	Y
		27	X 氏との iMessage (旧携帯電話#1)	Y	Y
		28	X 氏との iMessage (旧携帯電話#2)	Y	Y
		29	X 氏との iMessage (旧携帯電話#3)	Y	Y
6	Y4 氏	30	デスクトップ (現在)	Y	Y
		31	デスクトップ (旧)	N (処分済)	N/A
		32	中国サーバー内 E メール	Y	Y

